

資料

事務事業調書

事務事業調書
（市民部会）

事務事業番号		事務事業名	
032106		防犯事務	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		小田原警察署や防犯指導員協議会と協力し、防犯啓発など各種事業の実施により、地域防犯力を向上させ、安全・安心なまちづくりを行う。	市防犯協会、暫金時隊等自主防犯組織（暫金時推進協議会）、足柄上地区防犯指導員、（松田警察署）等と協力し地域内から犯罪を抑止するため活動をしている。市は各事務局を担当している。
実施方法等		防犯協会による防犯啓発のための体制作りと啓発活動、防犯指導員による各地区における防犯パトロールや防犯キャンペーンの実施。	防犯キャンペーンや防犯パトロールを実施している。
水準	防犯協会事務	小田原警察署の指導のもと、会員（防犯指導員協議会や小田原地方金融機関防犯連絡会などの防犯団体など）が相互に連携を図りながら犯罪抑止や防犯意識啓発活動に1市3町で取り組んでいる。市が事務局を担当している。	松田警察署が管轄する足柄上地区1市5町が輪番（2年毎）で事務局となり、防犯意識の普及と犯罪の未然防止のために活動している。会長は事務局の自治会長連絡協議会会長であり、各首長が顧問となっている。市は補助金を交付している。
	防犯協会支部事務	小田原地方防犯協会の小田原支部である。防犯指導員や自治会などと連携を図りながら、安全・安心なまちを構築するため、犯罪抑止や防犯意識啓発活動に取り組んでいる。市が事務局を担当している。	市長が会長、保護司代表、民生委員代表、自治連代表、足柄上地区防犯指導員、松田警察署生活安全課警員等16名が役員となり、犯罪のない明るい社会の実現を目的として、防犯思想の普及徹底をはかり、道義の高揚と自警心を喚起し各種犯罪を未然に防止し、もって治安維持に協力することを目的に啓発活動等を実施している。市は補助金を交付し、事務局も担当している。
	警察署管内防犯指導員協議会事務	小田原警察署が管轄する行政（1市3町）の防犯指導員47名で組織され、昭和53年4月に設置された。小田原地方防犯協会長（小田原市長）及び小田原警察署長の連名で委嘱し、任期は2年である。小田原警察署の指導のもと、犯罪抑止や防犯意識啓発活動に取り組んでいる。市が事務局を担当している。	松田警察署が管轄する行政（1市5町）の防犯指導員14名で組織されている。任期は2年である。松田警察署長の指導のもと、犯罪発生抑止や防犯意識啓発活動に取り組んでいる。1市5町が輪番で事務局を担当している。
	警察署管内防犯指導員協議会支部事務	小田原市内の防犯指導員26名で組織され、昭和53年8月に設置された。防犯指導員は26地区の自治会連合会から推薦された者で、地域自治会と連携を図りながら犯罪抑止や防犯意識啓発活動に取り組んでいる。毎月10日の「防犯の日」の青パトでの防犯広報パトロール、春と秋の地域安全運動期間での防犯啓発キャンペーンなど、地域に密着した防犯活動に取り組んでいる。市が事務局を担当している。	該当なし
	防犯啓発事業	防犯対策を普及徹底し、広く周知するため、小田原警察署管内防犯指導員と共に毎月10日及び安全・安心まちづくり旬間に青パトによる防犯パトロール及び広報活動を実施するとともに、街頭広報活動や自転車盗防止活動を行っている。	市防犯協会と暫金時推進協議会が協力して、防犯対策を普及啓発し、広く周知するため、街頭キャンペーンや防犯パトロール、自転車の施錠確認等を行っている。また、毎月10日に足柄上地区防犯指導員が青パトによる防犯パトロール及び広報活動を実施するとともに、年金支給日（偶数月の15日）に防犯キャンペーンを実施している。
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原警察署と協力し、防犯活動を実施していく。	
調整内容決定の考え方		小田原市域が拡大すると想定した場合。	
水準	防犯協会事務	小田原警察署の指導のもと、犯罪抑止や防犯意識啓発活動に新市及び3町で取り組んでいく。新市が事務局を担当する。	
	防犯協会支部事務	小田原警察署の指導のもと、新市が支部となり、犯罪抑止や防犯意識啓発活動に取り組んでいく。	
	警察署管内防犯指導員協議会事務	小田原警察署が管轄する新市及び3町の防犯指導員で組織し、新市が事務局となり、犯罪抑止や防犯意識啓発活動に取り組んでいく。	
	警察署管内防犯指導員協議会支部事務	新市の防犯指導員で組織し、犯罪抑止や防犯意識啓発活動に取り組んでいく。	
	防犯啓発事業	小田原警察署や防犯指導員、関係団体等と共に、防犯パトロール及び広報活動を実施していく。	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
032119		交通安全推進事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		交通事故から市民を守るために、各関係機関・団体との連携のもとに、市民に対し交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及を図る。	交通事故から市民を守るために、各関係機関・団体との連携のもとに、市民に対し交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及を図る。
実施方法等		交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及を図るため、交通安全総ぐるみ大会の開催や交通安全キャンペーン、交通安全ポスターコンクールの実施、交通安全功労者・団体の表彰等を行う。また、交通事故防止のため警察と連携を図りながら、危険箇所に交通啓発看板の設置等の交通安全対策を行う。 市交通指導員により、月2回（1日・15日）の交通安全日と北條五代祭り、ツーデーマーチ等の公共事業での街頭指導を行う。 市内の保育園・幼稚園、小学校、自治会、老人クラブ等を対象に交通教室を開催し、交通ルールや交通マナー等の周知に努め、交通安全教育の充実を図る。	交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及を図るため、警察や市交通指導員、市交通安全母の会と連携しながら、各種交通安全教室の実施や街頭監視、交通安全総ぐるみ推進大会の開催、自転車大会へ参加等を行っている。また、交通事故防止のため危険箇所に交通啓発看板の設置等も実施している。
水準	交通指導員事務	交通指導員は神奈川県交通安全協会が委嘱した地区交通指導員を小田原市長が委嘱している。役割として、交通安全のための広報活動、毎月1日、15日の街頭指導、交通教室及び各種公共行事等における街頭指導を行っている。	交通指導員は条例で設置されており、定員は30名（現在は18名が在籍）で市の非常勤特別職員である。交通安全のため、街頭監視、各種交通安全教室、自転車大会の指導、各種行事における交通整理等を行っている。任期は2年で、報酬を支払っている。
	交通安全教育事業	交通安全教育指導員（非常勤職員）が4名体制により、交通資器材を準備し、幼稚園、保育園、小学校、自治会等に対して、交通ルールの説明及び歩行・自転車の実技指導を実施している。	小学校や自治会においては交通指導員と警察が中心となり、実技訓練や自転車の乗り方指導等を実施している。保育園・幼稚園については、交通安全母の会や真、警察等と協力し実施している。
	交通要望事務	市内の交通事故多発地点や、地域住民からの要望に応じて、交通事故防止用立看板を設置している。また、信号や横断歩道の設置など地域住民からの交通規制に係る要望について、小田原警察署に伝えるとともに、要望者へ回答している。	信号や横断歩道の設置など地域住民からの交通規制に係る要望について、松田警察署に要望するとともに、要望者に回答している。交通規制ができない箇所については必要に応じて交通事故防止用立看板等を設置している。
	交通安全の普及啓発事業	広く市民に交通安全思想・交通道徳を普及徹底し、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるため、街頭広報活動（春・夏・秋・年末）や交通安全総ぐるみ大会、交通安全ポスターコンクール、交通安全功労者の表彰等を行っている。	広く市民に交通安全思想・交通道徳を普及徹底し、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるため、街頭監視や交通安全パレード、交通安全功労者の表彰等を実施している。
	交通整理員事務	なし	市の要綱で設置されており、市の非常勤嘱託員である。定員は20名以内で現在9名が勤務している。学童の通学する横断歩道その他の場所において、児童及び幼児の通学の安全を確保するため必要な交通の整理、誘導を行うことを主たる任務とし、併せて一般歩行者の安全を図るため、必要な業務に従事している。年1回教育訓練を実施しているほか毎月報酬を支払っている。
調整方針（案）			
調整（案）内容		新市として交通安全推進事業を展開していく。	
調整内容決定の考え方		市民の生命、生活を守るため、交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及は、必須事業であることから、新市として交通安全推進事業を展開していく。交通指導員事務、交通安全教育事業、交通整理員事務については、特別職の身分の取扱いの方針案1による。	
水準	交通指導員事務	交通指導員は、新市域に拡大させて委嘱していく。	
	交通安全教育事業	小田原市の交通安全教育事業を適用し、市域の拡大に伴い、交通安全教育指導員を増員し実施していく。	
	交通要望事務	新市として交通要望に対応していく。	
	交通安全の普及啓発事業	正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるため、啓発事業を展開していく。	
	交通整理員事務	新市全域に拡大することは無理があり、また小田原市では見守りボランティアが実施している箇所も多数あることから廃止とする。	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
33104		地域活動功労表彰事業 自治会長永年勤続表彰	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		自治会活動を活性化するため、地域ぐるみで自主的に活発な地域づくり事業に取り組み、顕著な成果をあげているものを表彰する。	南足柄市表彰条例の内規により、自治会長を通算3年以上務められた自治会長に、退任時に感謝状と記念品を贈る。
実施方法等		自治会長を12年以上もしくは地区自治会連合会長を8年以上務めた方が対象。7月に連合会長会議で推薦依頼を行い9月締切り。10月開催の自治会長大会にて表彰。	自治会長を通算3年以上務められた自治会長に、退任時に感謝状と記念品を贈る。
水準	予算額	平成28年度 29千円	平成28年度 10千円 (一人5千円)
	人数	平成28年度表彰予定者 3人	平成28年度表彰者 2人
	表彰基準	自治会長を12年以上もしくは地区自治会連合会長を8年以上務めた方	自治会長を通算3年以上務められた方
	表彰時期	10月に開催される自治会長大会において表彰	新年度最初の(4月)自治会長会議時
調整方針(案)			
調整(案)内容		自治会長を通算3年以上務められた自治会長に、退任時に感謝状と記念品を贈る。	
調整内容決定の考え方		南足柄市でこれまでもらっていた方と差がでないよう、年数の少ない南足柄市の基準を適用する。	
水準	予算額	48千円	
	人数	年間24人程度(平成28年度実績 小田原市22人、南足柄市2人)	
	表彰基準	自治会長を通算3年以上務められた方(退任した時点)	
	表彰時期	新年度最初の(4月)自治会長会議時もしくは自治会長大会時	
調整方針の区分		㊸南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 33115	事務事業名 おだわら地域力市民力表彰事務
-----------------	-------------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		地域のために自主的・積極的に活動し、その地域に大きな貢献をしている個人または団体を表彰し、その活動を広く紹介することにより、一人でも多くの方が自分の住む地域の発展に貢献したいと思う心をはくむことを目的とする。	
実施方法等		7月に10月を締切りとして、各地区自治会連合会長から1名(団体)の推薦を依頼する。11月に受賞者を決定。1月に開催される地域活動シンポジウムにて表彰式を行う。	
水準	予算額	191千円	
	表彰者数	上限26人 (平成27年実績 16人)	

調整方針(案)		
調整(案)内容	そのまま継続する。	
調整内容決定の考え方	各地区自治会連合会から1名を推薦してもらい、表彰を行う。南足柄市に地区自治会連合会が4～6地区設立された場合、1件あたり予算が若干減るが、現行の予算額の範囲内で事業を継続。	
水準	予算額	191千円
	表彰者数	上限30～32人 (平成27年実績 16人)
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 033138		事務事業名 市民活動団体交流事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		地域活動団体（自治会・地区社協）と登録団体とが連携することで地域生活の向上を図り、地域課題の解決へ結びつけるため、一並に会し、交流を図る。また、同じテーマで活動する市内の市民活動団体が、それぞれの活動について情報交換を行い、新たな発展的活動の実施を図る。	
実施方法等		おだわら市民交流センター指定管理事業として、指定管理者が実施。 ①新春交流会は、UMECO登録団体及び自治会長等に参加を呼びかけ、第1部で講演会等を、第2部で賀詞交換会を行う。 ②テーマ型交流サロンは、同じテーマで活動する登録団体が、互いの活動内容を理解することで、つながりをつくり新たな発展的活動を目指す。 ③UMECO祭りは、登録団体が一同に介すイベントで活動の発表等を行う。終了後に交流会を行う。	
水準	事業名称	①新春交流会 ②テーマ型交流サロン ③UMECO祭り	市民活動フォーラム
	開催時期・時間等	①年1回 1月中旬～下旬 15:00～15:45研修・16:00～17:30賀詞交換会 ②年1回 3月中旬 10:00～12:00 ③年1回 11月下旬 10:00～15:00祭り・16:00～17:00交流会	年1回 11月上旬 11:00～15:00（平成28年度予定）
	開催場所	①②③とも、おだわら市民交流センターUMECO	主に女性センター（平成28年度は中部公民館の予定）
	参加者	①市民活動団体、自治会長、市長、指定管理者 約60団体・約150人 ②おだわら市民交流センター登録団体 ③おだわら市民交流センター登録団体、一般市民	市民活動団体（約40団体 60人）、市長、社会福祉協議会会長
	実施主体	おだわら市民交流センター指定管理者（③はUMECO祭り実行委員会あり）	実行役員会（市民活動団体から事務局が選任した者8人）、事務局（市民協働課、社協）
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市、南足柄市、両方の事業を行う。	
調整内容決定の考え方		市民活動推進のため、さまざまなイベントを開催することにより、交流を促す。	
水準	事業名称	①新春交流会 ②テーマ型交流サロン ③UMECO祭り ④市民活動フォーラム	
	開催時期・時間等	いずれも、年1回	
	開催場所	①②③おだわら市民交流センターUMECO ④未定	
	参加者	①市民活動団体、自治会長、市長、指定管理者 ②③おだわら市民交流センター登録団体、一般市民 ④市民活動団体、市長、社会福祉協議会会長	
	実施主体	①②おだわら市民交流センターUMECO指定管理者、③実行委員会（委員は市民活動団体の希望者、事務局は指定管理者）、④実行委員会（委員は市民活動団体から選任、事務局は市及び社協）	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
033141	行政提案型協働事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	
事務事業概要	市が提示した事業テーマに基づき、市民活動団体と市が適切な役割分担により、協働で実施する事業について、募集や審査にかかる事務及びコーディネートを行う。	
実施方法等	翌年度実施事業について、6月に庁内照会を行い、地域政策課によるヒアリングの上、理事者確認により事業を決定し、応募の手引きを作成。8月中旬から9月中旬まで募集を行う。 10月上旬に審査を実施し、通過事業について、所管課と調整の上、所管課が予算計上事務を行い、翌年4月から事業実施する（協定等の締結や事業実施は、事業担当課が行う）。 事業実施の翌年度の6月下旬に、事業報告会を行う。	
水準	対象となる事業	現在市が実施している事業及び今後市が担うべき事業のうち、市民活動団体と協働で行うことで効果が上がるものとして市が提示した事業テーマに基づいたものとする。
	企画提案できる団体	①原則として市民活動を行っている区域が小田原市内にあること。②原則として応募時において1年以上継続して市民活動を行っており、今後も継続して市民活動を行う見込みがあること。③営利を目的としないこと。④市その他の行政機関が構成団体に参加していないこと。 ほか
	応募に必要な書類	①小田原市行政提案型協働事業企画提案申請書 ②小田原市行政提案型協働事業企画提案収支予算書 ③その他参考となる資料
	審査員	小田原市市民活動推進委員会委員（部会5名）、企画部長、市民部長、事業所管の部局長
	審査項目	提案内容の妥当性、事業の実現性、費用の妥当性、相乗効果、役割分担、団体の実施能力、事業の発展性

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	実績のある小田原市の方式を適用する。	
水準	対象となる事業	現在市が実施している事業及び今後市が担うべき事業のうち、市民活動団体と協働で行うことで効果が上がるものとして市が提示した事業テーマに基づいたものとする。
	企画提案できる団体	①原則として市民活動を行っている区域が市内にある。②原則として応募時において1年以上継続して市民活動を行っており、今後も継続して市民活動を行う見込みがある。③営利を目的としない。④市その他の行政機関が構成団体に参加していない。 ほか
	応募に必要な書類	①行政提案型協働事業企画提案申請書 ②行政提案型協働事業企画提案収支予算書 ③その他参考となる資料
	審査員	市民活動推進委員会委員（部会5名）、企画部長、市民部長、事業所管の部局長
	審査項目	提案内容の妥当性、事業の実現性、費用の妥当性、相乗効果、役割分担、団体の実施能力、事業の発展性
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業調書
（文化部会）

事務事業番号 51128	事務事業名 海外姉妹都市青年交流事業
-----------------	-----------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		姉妹都市であるアメリカ・チュラビスタ市と青年を派遣し、受入をし、人材育成と市民の交流の場を提供するとともに、両市の相互理解と友好親善を図る。	
実施方法等		広報、募集事務、チュラビスタ市との連絡調整、事業企画、事前研修、国内・国外交流、事後研修の調整・実施	
水準	主催	小田原市海外市民交流会、小田原市	
	参加対象者	市内在住、在学、在勤又は市内の高校を卒業した18歳から28歳までのもの	
	期間	4月15日～募集開始 5月 選考会 6月 説明会の開催(2回) 6～7月 事前研修(研究課題、交流プログラム企画など) 7月 国内交流12日間(日本文化体験、社会見学など) 7～8月 海外交流12日間(社会見学、ボランティア活動など) 8～2月 事後研修(報告書作成、報告会準備など) 10月 報告会	
	参加者数	チュラビスタ市、小田原市各4人	

		調整方針(案)	
調整(案)内容		小田原市の事務処理方式を適用する	
調整内容決定の考え方		小田原市の事務処理方式を適用するが募集範囲や活動範囲を拡大する	
水準	主催	市海外市民交流会、市	
	参加対象者	市内在住、在学、在勤又は市内の高校を卒業した18歳から28歳までのもの	
	期間	4月1日～募集開始 事前研修・事前説明会 7月22日～8月1日(11日間)※28年度 市内の学校施設、美術館の見学、ホームステイ	
	参加者数	チュラビスタ市、市 各4人	
調整方針の区分		㊸小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
51130		小田原海外市民交流会関係事務・南足柄市姉妹都市交流協会関係事務	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		「小田原海外市民交流会」としての事務	「南足柄市姉妹都市交流協会」事務局としての事務
実施方法等		「小田原海外市民交流会」事務局として、交流会の活動に関する事務、姉妹都市との青年交流事業（派遣・受入）事務を取り扱う。	「南足柄市姉妹都市交流協会」事務局として、協会の活動に関する事務、姉妹都市（オランダ王国ティルブルグ市）との交流（派遣・受入）事務を取り扱う。
水準	設立	昭和57年6月設立・昭和58年現在の名称に改称	平成元年4月
	会員数	個人96人 団体10団体	約250人（法人・団体会員を含む）
	姉妹都市	アメリカ合衆国チュラヒスタ市	オランダ王国ティルブルグ市（平成元年6月締結）
調整方針（案）			
調整（案）内容		現行のまま存続	
調整内容決定の考え方		現行のまま引き継ぐが、姉妹都市のあり方等も見ながら3年を目処にあり方を検討する	
水準	対象	南足柄市姉妹都市交流協会 小田原海外市民交流会	
	事業	姉妹都市交流に関する事業 地域の国際化及び市民・会員相互の交流に関する事業 ※外国籍住民の交流支援に関する事業	
	会員数	約250人+106名 ※法人・団体会員を含む	
		「※」は、小田原海外市民交流会のみの事業	
調整方針の区分		④現行のまま存続 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
54101		ウォーキング大会開催事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		城下町おだわらツデーマーチ実行委員会に事業協力を行う	金太郎ウォークを開催する。主催は金太郎ウォーク実行委員会。実行委員会事務局として事業に参画する。
実施方法等		実行委員会事務局として参加申し込みの受付、予算執行、当日の開催にかかる業務等を行う。所管課として実行委員会に負担金を支出する。	実行委員会事務局として参加申し込みの受付、予算執行、当日の開催にかかる業務等を行う。所管課として実行委員会に補助金を支出する。
水準	大会名称	城下町おだわらツデーマーチ	金太郎ウォーク
	時期	毎年11月第3週の土日	11月ごろ
	場所	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町	南足柄市内
	内容	2日間にわたり1市3町の30キロ～6キロのコースから好きなコースを選んで歩く。 参加は有料（事前申し込み1,500円、当日申し込み2,000円）	市内の史跡・名所を巡るウォーキング大会。当日申し込みの一般参加ウォークと事前申し込みで観光ボランティアガイド同行の歴史探訪ウォークがある。 参加無料 伊豆箱根鉄道との共同開催
調整方針（案）			
調整（案）内容		城下町おだわらツデーマーチと金太郎ウォークを一本化して開催する。	
調整内容決定の考え方		54022方針1のとおり、城下町おだわらツデーマーチと金太郎ウォークを一本化して開催する。	
水準	大会名称	今後検討	
	時期	11月	
	場所	小田原市域・南足柄市域・下郡3町	
	内容	上記を歩くウォーキング大会。詳細は統合時検討	
調整方針の区分			

事務事業番号		事務事業名	
55110		生涯学習支援者育成・活動支援、保育ボランティア支援 事務	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		生涯学習に関する市や民間主催事業に参加を希望する幼児等の親への支援者、生涯学習センター本館の図書室及び子どもに関する事業の支援者を育成する事務。	保育ボランティア「ひまわりSUN」（市登録制）による市主催事業等における託児サービスに係る事務局業務及び、保育ボランティアを育成する事務。
実施方法等		託児ボランティア育成講座を3年に1回開催する。また、託児ボランティア育成講座修了生で組織する「はちの会」及び図書室事業のボランティアで組織する「生涯学習センターサポーターティングスタッフの会」の事務局業務を行う。	保育ボランティア養成講座を毎年1回開催する。また、保育ボランティア「ひまわりSUN」の事務局業務を行う。
水準	託児・育児ボランティア事務局業務	「はちの会」への託児依頼申込みの取りまとめの一部及び総会、定例会（月1回）対応。 ※依頼者との調整、出納管理は「はちの会」が行う。	「ひまわりSUN」への託児依頼申込みの取りまとめ、人員確保、当日立会い（最初と最後のみ）、保育料徴収、謝礼支出事務及び連絡会（年1回）開催。 ※依頼者との調整、出納管理は事務局が行う。
	託児・育児ボランティア育成・養成講座	3年に1回開催する。直近では平成26年度に実施（全10回）。受講料は無料（教材費等は実費）。	年に1回開催する。1～2月に実施（全5回）。受講料は無料（教材費等はなし）。
	図書室事業等ボランティア事務局業務	「生涯学習センターサポーターティングスタッフの会」が行う読み聞かせ、図書整理、映写会の調整及び総会対応。	なし
	会員数	60人（はちの会51人、生涯学習センターサポーターティングスタッフの会9人）	33人
	謝礼	2時間1,500円/人	1回1,300円/人（受益者負担：1回300円/子ども1人）
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事業を適用する。	
調整内容決定の考え方		託児・育児ボランティア活動については、「はちの会」と「ひまわりSUN」を統合し自主運営させるとともに、託児・育児ボランティア育成・養成講座の開催回数を減らす。なお、行政が調整等を行う南足柄市と違い、小田原市では団体に自立を促し、自主的な運営ができつつあることから、本案のみとする。	
水準	託児・育児ボランティア事務局業務	統合後の新たな託児・育児ボランティア団体への託児依頼申込みの取りまとめ及び総会、定例会（月1回）対応。 ※依頼者との調整、出納管理は新団体が行う。	
	託児・育児ボランティア育成・養成講座	3年に1回開催する。受講料は無料（教材費等は実費）。	
	図書室事業等ボランティア事務局業務	「生涯学習センターサポーターティングスタッフの会」が行う読み聞かせ、図書整理、映写会の調整及び総会対応。	
	会員数	93人（はちの会84人、生涯学習センターサポーターティングスタッフの会9人）	
	謝礼	2時間1,500円/人	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
55112	生涯学習フェスティバル事務

事務事業の現況		
市名	小田原市	
事務事業概要	市民が、ふれあい、学びあい、交流できるきっかけとするため、生涯学習を推進する市民団体が組織する実行委員会を主体として、市民団体等の活動や学習成果を発表する機会を広く提供するフェスティバルを開催する事務。	
実施方法等	音楽・舞踏などの発表、美術、工芸などの展示、体験講座を実施する。生涯学習を推進する市民団体が実行委員会を組織し、例年事業の運営を委託して、参加団体の協力を得ながら自主的に企画運営を行っている。	
水準	実行委員会等事務局業務	企画委員会及び実行委員会をそれぞれ5回程度開催し、調整や資料作成等を行う。
	開催日数	2日間
	参加団体数	24団体（平成27年度）
	参加者数	2,699人（平成27年度）

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	南足柄市の生涯学習活動団体にも参加を促し、事業内容は変更せずに継続して実施する。	
水準	実行委員会事務局業務	企画委員会及び実行委員会をそれぞれ5回程度開催し、調整や資料作成等を行う。
	開催日数	2日間
	参加団体数	24団体（平成27年度）
	参加者数	2,699人（平成27年度）
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 55123	事務事業名 地区公民館いきいきフェスタ事務
-----------------	--------------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		小田原市公民館連絡協議会に加入する地区公民館を利用して文化・学習活動を行っている団体の活動成果を発表する場と各参加団体及び各地区公民館の交流及び相互理解を図る場を設けるためにフェスタを開催する事務。	
実施方法等		参加団体による音楽・舞踏などの発表や美術、工芸などの展示、模擬店において飲食物の販売を行う。小田原市公民館連絡協議会役員及び参加団体が利用している地区公民館の館長による実行委員会を組織し、例年、事業の運営を委託している。	
水準	実行委員会事務局業務	実行委員会を4回程度開催し、調整や資料作成等を行う。	
	開催日数	2日	
	参加団体数	49団体（平成27年度）	
	参加者数	4,185人（平成27年度）	
	平成27年度予算額（千円）	委託料（10）※平成28年度は生涯学習センター本館耐震改修工事のため、休止	

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	南足柄市の生涯学習活動団体にも参加を促し、事業内容は変更せずに継続して実施する。	
水準	実行委員会事務局業務	実行委員会を4回程度開催し、調整や資料作成等を行う。
	開催日数	2日
	参加団体数	49団体（平成27年度）
	参加者数	4,185人（平成27年度）
	平成27年度予算額（千円）	委託料（10）※平成28年度は生涯学習センター本館耐震改修工事のため、休止
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
55173		PTA研修事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		子育て世代の中心となる団体であるPTAに対して、各家庭、地域に共通する問題の解決方法を研究したり、情報交換の機会を創出する研究会やPTA役員に対する研修会を行ったりする。	小・中学校PTAの委員会委員を対象として、PTAの意義や各委員の役割について研修会を開催する。
実施方法等		市内小中学校のPTA役員や広報担当者、及び成人教育担当者を対象として、学校の垣根をこえた共通の問題を取り上げて研究・討論したり、学習したりする機会を提供する。	成人教育委員会、広報委員会、学年・学級委員会を対象に、講義や演習をとおり、他校や他学年の委員とのコミュニケーションを図り、委員としての自覚を高める。
水準	実施回数	3回（PTA研究会・PTA広報担当者研修会・PTA成人教育担当研修会が各1）	4回（成人教育委員小中各1回、広報委員小中合同1回、学年・学級委員対象小中合同1回）
	実施方法	研究会は市PTA連絡協議会へ委託して実施。その他は講師調達等も含め市が実施。	市社会教育主事が講義、演習を実施。
	実施時期及び会場	研究会は9月上旬、川東タウンセンターマロニエで開催。 広報担当者研修会と成人教育担当者研修会は5月上旬、市役所大会議室で開催。	4月中旬～5月初旬に市役所大会議室等で開催。
	参加者及び参加者数	研究会は250～300人程度。 広報担当者研修会：各市立幼・小・中の広報担当者100名程度。 参加者は各市立幼・保・小・中、私立幼・保の成人教育等担当者80名程度。	成人教育委員：35人程度 広報委員：25人程度 学年・学級委員：45人程度
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方		小田原市の実施方法を適用するが、会場を固定しない。	
水準	実施回数	3回（PTA研究会・PTA広報担当者研修会・PTA成人教育担当研修会が各1）	
	実施方法	研究会は市PTA連絡協議会へ委託して実施。その他は講師調達等も含め市が実施。	
	実施時期及び会場	研究会は9月上旬、広報担当者及び成人教育担当者研修会は5月上旬に開催。 会場は、隔年で小田原会場、南足柄会場を用意する。	
	参加対象	研究会は250～300人程度。 広報担当者研修会：各市立幼・小・中の広報担当者100名程度。 成人教育担当者研修会：各市立幼・保・小・中、私立幼・保の成人教育等担当者。	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
55184		生涯学習関連単位取得者奨励事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		生涯学習の奨励と学習活動の促進を図るため、一定単位を取得した方を表彰するもの。(みなみマナビスト50)	
実施方法等		所管課および公共施設で開催される生涯学習事業に出席1回(1時間以上)1単位とし、単位取得希望者の申告に基づきそのつど主催者がマナビストスタンプを押す。スタンプ台紙は体育センター・生涯学習課に保管。 50単位取得後、生涯学習課まで提出し、後日参加の講座で表彰を行う。	
水準	予算額(円)	副賞: 13,000円(@500×26枚)(平成27年度) 5,840円(@292×20個)(平成28年度)	
	決算額(円)	14,000円(平成27年度) ※達成者が予想を超えたため予算流用	
	達成人数	28人(平成27年度) 4人(平成28年8月30日時点)	
	贈呈品	賞状 教育長名 副賞 500円図書カード(平成27年度) ポールペン・シャーペンセット(平成28年度)	
	所管課および施設	生涯学習課、健康づくり課、高齢介護課 体育センター、社会福祉協議会、中部公民館、福沢コミュニティセンター、市立図書館、女性センター、文化会館、運動公園、丸太の森、地域包括センター	
調整方針(案)			
調整(案)内容		廃止	
調整内容決定の考え方		平成9年度より実施しており、生涯学習奨励と学習活動の促進は果たしていると思われるため、合併を期に廃止する方向で調整する。 なお本事業については、合併後、小田原市のキャンパスおだわら事業(民間委託)の中で検討する。	
水準	予算額(円)	-	
	決算額(円)	-	
	達成人数	-	
	贈呈品	-	
	所管課および施設	-	
調整方針の区分		⑤廃止 a:合併時	

事務事業調書
（環境部会）

事務事業番号		事務事業名	
61152		自治会・ボランティア清掃受付事務	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		きれいなまちをつくるため、市民、事業者、行政との協働により、まちの美化を推し進めるとともに、身近な地域環境を快適に維持するため、自治会、ボランティア団体等の活動の支援をし、美化促進の啓発をする。	きれいなまちをつくるため、市民、事業者、行政との協働により、まちの美化を推し進めるとともに、身近な地域環境を快適に維持するため、自治会、ボランティア団体等の活動の支援をし、美化促進の啓発をする。
実施方法等		自治会やボランティア団体等による清掃活動においての集積場所の決定、集積ごみの種類等を受付しごみ等の処分を所管へ依頼する。 また、ボランティア用ごみ袋（可燃用、不燃用）を必要数配付する。	自治会やボランティア団体等による清掃活動において収集したごみを最終処分場及び清掃工場において受付し、手数料免除で処理する。 また、ボランティア用ごみ袋（可燃用、不燃用）を必要数配付する。
水準	地図作成（集積場所等）	ごみ等の集積場所については、ごみ集積車で集積場所に通行できるように道路の道幅等に注意し、一般ごみ集積場所を使用しない場合は、道路や公民館等の公共の場で交通等の妨げにならないようにする。	
	分別方法	土砂（ハドロ）・袋には入れない。葉や草が混在している場合は、取り除く。葉・草・落葉・必ず土・ハドロをよく落とし、水気をよく切ってから可燃のボランティア用ごみ袋に入れる。木の枝等・長さ50センチ以内、太さ30センチ以内の束にし、紐でしばる。紙、布、ペットボトル、トレー、プラスチック・汚れているものは、全て可燃のボランティア用ごみ袋に入れる。カン、びんその他燃せないごみ・汚れているものは、全て不燃のボランティア用ごみ袋に入れる。蛍光灯、スプレー缶など・不燃のボランティア用ごみ袋に入れる。	
	注意事項	ボランティア用ごみ袋は、自治会清掃・ボランティア清掃以外に使用できない。可燃用ごみ袋・不燃用ごみ袋問わず、家庭用のごみ排出には使用しない。	
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の水準を適用し実施する。	
調整内容決定の考え方		現行の小田原市の水準を変更し、南足柄市の水準を適用すると、すべての自治会が環境事業センターへゴミを持ち込むことになり、混乱が生じるため、小田原市の水準を適用し実施する。	
水準	地図作成（集積場所等）	ごみ等の集積場所については、ごみ集積車で集積場所に通行できるように道路の道幅等に注意し、一般ごみ集積場所を使用しない場合は、道路や公民館等の公共の場で交通等の妨げにならないようにする。	
	分別方法	土砂（ハドロ）・袋には入れない。葉や草が混在している場合は、取り除く。葉・草・落葉・必ず土・ハドロをよく落とし、水気をよく切ってから可燃のボランティア用ごみ袋に入れる。木の枝等・長さ50センチ以内、太さ30センチ以内の束にし、紐でしばる。紙、布、ペットボトル、トレー、プラスチック・汚れているものは、全て可燃のボランティア用ごみ袋に入れる。カン、びんその他燃せないごみ・汚れているものは、全て不燃のボランティア用ごみ袋に入れる。蛍光灯、スプレー缶など・不燃のボランティア用ごみ袋に入れる。	
	注意事項	ボランティア用ごみ袋は、自治会清掃・ボランティア清掃以外に使用できない。可燃用ごみ袋・不燃用ごみ袋問わず、家庭用のごみ排出には使用しない。	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
61154	落書き消去支援事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	市民ニーズに合った公共サービスを提供し、地域に生じる課題に柔軟に対応していくことを目指して、市と環境ボランティアが互いの特性を理解し、対等な関係のもとに、それぞれ自主性と自立性をもって協働事業に取り組むために必要な事項を定め、落書き消去活動という事業目的を共有する。	該当なし	
実施方法等	市の役割分担は、消耗品の支給、参加者の募集等広報活動、管理者等との連絡調整を主とし、環境ボランティアの役割分担は落書き消去、落書き消去方法指導、相談を主とする。市と環境ボランティアは、具体的な事業の企画及び実施について、協議の上決定することとする。本事業の実施に伴い、事故、紛争等が生じたときは、市と環境ボランティア協議の上処理するものとし、この場合において、市と環境ボランティアは、相互に誠意を持って解決のための適切な措置を講ずるものとする。		
水準	経費負担	役割分担に基づき、市が経費を負担する	
	提出書類	実施報告書、収支決算書等の必要書類を市に提出する	
	連絡調整	相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議を開催する	
	成果の帰属	当該事業の実施を通じて新たに得られた成果は、市とパートナーの双方に帰属する	
	実績	1932箇所（平成27年度 実績）	

調整方針（案）		
調整（案）内容	継続実施。	
調整内容決定の考え方	小田原市事業であるが、地域の環境美化にとって必要な事業であり、かつパートナーと協働で事業に取り組むために必要があるため、継続実施する。	
水準	経費負担	役割分担に基づき、市が経費を負担する
	提出書類	実施報告書、収支決算書等の必要書類を市に提出する
	連絡調整	相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議を開催する
	成果の帰属	当該事業の実施を通じて新たに得られた成果は、市と環境ボランティアの双方に帰属する
	実績	1,932箇所（平成27年度 実績）
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 063120	事務事業名 害虫駆除事業
------------------	-----------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		ユスリカの発生を抑制するため、年間契約による水路消毒を実施。スズメバチ、茶毒蛾も駆除を行う。市民からの要望により、ユスリカの成長抑制剤及び家庭用殺鼠剤の配布を行う。	ねずみ、昆虫等の衛生害虫の駆除に関する事務
実施方法等		ユスリカ駆除については、市内を5地区に分け、消毒する水路を指定する。市民より苦情があった箇所について、現地確認のうえ、直営又は委託業者での消毒を実施する。スズメバチについては、駆除対象を民家の持家のみとしている。スズメバチで駆除対象外の方やスズメバチ以外のハチについては、防護服を借りて自分で駆除を行うことを希望する方については、無料で防護服の貸し出しを行っている。原則直営対応だが、困難な場合には、委託業者による駆除を実施。茶毒蛾についても同様。	自分で駆除できる場合は、ハチの防護服を無料で貸出をする。自分で駆除できない場合は、駆除業者の連絡先を紹介をする。
水準	契約内容（ユスリカ）	年間委託契約を年度当初に締結。全て指名競争入札。12ヶ月の分割支払。	なし
	予定と報告（ユスリカ）	前月に指示書を委託業者に渡し、委託業者から予定表を受ける。当該月終了後、実績報告書を提出させる。	なし
	スズメバチ処理	電話にて営農場所、大きさ、色などを確認。原則立会いのため、現場職員と日程調整を実施。アシナガバチ等スズメバチ以外の場合は駆除を行わない。直営が困難な場合には委託業者対応。	自分で駆除できる場合は、ハチの防護服を無料で貸出をする。自分で駆除できない場合は、駆除業者の連絡先を紹介をする。
	茶毒蛾	同上	なし
	防護服の貸出	あり	あり

調整方針（案）		
調整（案）内容	南足柄市の水準を適用し実施する。ただし、殺鼠剤及びユスリカ抑制剤の配布は行う。	
調整内容決定の考え方	南足柄市の水準を新市全体に適用する。ユスリカ駆除の消毒、スズメバチの駆除は新市で対応しない	
水準	実施内容	害虫駆除は市で実施をしない
	配布・貸与	蜂駆除用防護服の貸与、殺鼠剤及びユスリカ抑制剤の配布
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業調書
(福祉医療部会)

事務事業番号		事務事業名	
71116		赤十字事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		日本赤十字社神奈川県支部小田原市地区の事務局として各種赤十字事業を実施	日本赤十字社神奈川県支部南足柄市地区の事務局として各種赤十字事業を実施。
実施方法等		<ul style="list-style-type: none"> ○赤十字社員増強運動 ○災害救護活動 ○義援金・救護金活動 ○赤十字奉仕団活動 ○講習会・研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○赤十字社員増強運動 ○災害救護活動 ○義援金・救護金活動 ○日赤救急法等普及事業の実施 ○日赤倉庫に関すること
水準	赤十字社員増強運動	<ul style="list-style-type: none"> ○4月下旬に地区自治会連合会長、地区民生委員会、地区社会協議会会長が出席いただく「全体会議」を開催し、運動の趣旨等を説明し、社資集金の協力を依頼する。 ○社資の集金活動は、各地区協賛員（地区自治会長、地区民生委員、地区社協会長）が実施。 ○社資の回収方法は、市役所へ持参、市職員が訪問、口座振込の3種類。 ○事務協力補助金として集金額の8%に該当する額を地区に配分。 	<ul style="list-style-type: none"> ○4月の自治会長会議にて運動の趣旨等を説明し、社資集金の協力を依頼する。 ○社資の集金活動は、自治会長が実施。 ○社資の回収方法は、市役所へ持参。 ○5月に自治会長に日赤の活動を理解していただくために、日赤神奈川県支部または本部を視察。
	災害救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ○家屋火災等の災害にあった方へ見舞金を給付（市の被災者支援事業と運動）。 全壊・全焼・流出：10,000円 半壊・半焼・半流出：5,000円 消火による水損：10,000円 床上浸水：5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ○家屋火災等の災害にあった方へ見舞金を給付（市の被災者支援事業と運動）。 全壊・全焼・流出：（一人）10,000円（二人以上）20,000円 半壊・半焼・半流出：10,000円 負傷（1か月）：10,000円 床上浸水：5,000円 弔慰金：20,000円
	義援金・救護金活動	○日本赤十字社が受け付けている義援金・救護金等の受付を実施（募金箱設置箇所は、4～6か所）	○日本赤十字社が受け付けている義援金・救護金等の受付を実施（募金箱設置箇所は、2～15か所）
	赤十字奉仕団活動	○小田原市赤十字奉仕団の事務局を務めるほか、関係団体へ活動補助金を4団体（小田原市赤十字奉仕団、小田原点訳赤十字奉仕団、小田原福音奉仕会、小田原市赤十字奉仕団教護部）に交付	奉仕団なし
	講習実施回数	○地域等の要望に応じて、健康生活支援講習会等の日本赤十字社が実施している講習会等を開催。 健康生活支援講習会：2回	○自治会等の要望に応じて、また市の自主事業として日赤救急法等講習会を実施 ・救急法基礎講習1件 ・救急法短期講習3件 ・幼児安全法短期講習1件 ・災害時高齢者生活支援講習3件 ・幼児安全法ミニ講習1件
調整方針（案）			
調整（案）内容		より良い水準項目の事務処理方式を適用する ※統一に課題の多い「赤十字社員増強運動」に移行期間を設ける。	
調整内容決定の考え方		双方の実施水準を比較し、より住民への利益があると思われる現況に統一する	
水準	赤十字社員増強運動	移行期間（2～3年程度）を設け、当面の間双方の現況を継続。	
	災害救護活動	支給額の多い南足柄市の現況に統一	
	義援金・救護金活動	双方の現況を継続	
	赤十字奉仕団活動	実際に活動を行っている小田原市の現況に統一	
	講習実施回数	実施回数の多い南足柄の現況に統一	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号 71121	事務事業名 福祉避難所協定事業
-----------------	--------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		災害時における要配慮者の避難施設として、民間の福祉施設を福祉避難所として利用できるよう協定を締結し、要配慮者の避難場所を確保する。	南足柄市地域防災計画に基づく福祉避難所として施設利用に関する協定を締結し、災害時に要配慮者の避難場所を確保する。高齢者関係施設は高齢介護課が、障害者施設は福祉課が行う。
実施方法等		小田原市内に福祉施設を有する社会福祉法人に対して、協定の締結をお願いする。	南足柄市内に福祉施設を有する社会福祉法人に対して、協定の締結をお願いする。
水準	協定法人数	11法人	6法人
	受入期間	原則30日以内	原則7日以内
	受入手続	事前に電話等で受入可能人数を確認の上、書面により行う。記載内容は、住所、氏名、心身の状況、連絡先、受入を要する期間等。	受入可能人数を協議の上、書面により行う。記載内容は、住所、氏名、心身の状況、連絡先、受入を要する期間等。
	協定の期間	書面による意思表示がない限り継続	書面による意思表示がない限り継続

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の現況を適用	
調整内容決定の考え方	市民サービス向上のため、小田原市の実施水準を適用	
水準	協定法人数	— ※受け入れ期間の相違から、協定を見直す法人も想定されるため
	受入期間	原則30日以内
	受入手続	事前に電話等で受入可能人数を確認の上、書面により行う。記載内容は、住所、氏名、心身の状況、連絡先、受入を要する期間等。
	協定の期間	書面による意思表示がない限り継続
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 71130	事務事業名 福祉・健康協議会事業
-----------------	---------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		なし	福祉関係全般について協議する。
実施方法等			地域福祉計画などの策定や福祉施策について協議することから、年2回から4回実施している。
水準	附属機関名称		南足柄市福祉・健康協議会
	定数及び現員数		18人（現員14人）
	任期		2年
	職名及び報酬額		非常勤の職員、7500円
	選出方法		医療機関の関係者、地域団体の役員、福祉保健関係組織の代表、学識経験者、福祉団体の役員、市民代表

調整方針（案）		
調整（案）内容	廃止	
調整内容決定の考え方	類似団体にも同様の組織がなく、必要性が乏しいため廃止する。	
水準	定数	—
	現員数	—
	任期	—
	職名及び報酬額	—
	選出方法	—
調整方針の区分	⑤廃止	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
71191	生きがいふれあいフェスティバル開催事業

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		明るい長寿社会の実現をテーマに、市民と関係諸団体の協力のもとに、世代を越えて市民がふれあうイベントを開催し、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図る。	なし
実施方法等		10月中旬の土日に実施。	
水準	対象者	生きがいふれあいセンターいそしぎ利用団体（高齢者半数以上）	
	関係諸団体	シルバー人材センター・老人クラブ連合会・小田原市障害者地域事業所連絡会・小田原鍼灸マッサージ師会	

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用する	
調整内容決定の考え方	現行の方式が事業目的を達成する上で最適と考えるため、現行を継続する。 また、類似団体事例もなく現行が最適のため、他案なし。	
水準	対象者	生きがいふれあいセンターいそしぎ利用団体（高齢者半数以上）
	関係諸団体	シルバー人材センター・老人クラブ連合会・小田原市障害者地域事業所連絡会・小田原鍼灸マッサージ師会
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
072127		認知症家族のつどい	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		在宅で認知症高齢者を介護する家族を対象に、精神的負担の軽減を図るため、家族同士が日頃の悩み等を意見交換する交流会を開催する。	包括的支援事業（認知症地域支援・ケア向上事業）として実施。認知症の知識・介護方法などの講話を行い、家族間の交流を図る（社協と共催）
実施方法等		小田原保健福祉事務所と共催で認知症の家族を対象にしたおだわら家族会を年12回開催する。	南足柄市社会福祉協議会と共催で年11回開催する。家族側は座談会を実施し、その間本人側は、別部屋でスタッフがレクリエーションを提供。市内グループホームにて施設見学を兼ねた家族座談会の実施、医師や他市の家族会の方による講話、市のバスを利用した外出等のイベント実施している。
水準	保健福祉事務所との共催	1市3町からの参加あり。会場は、保健福祉事務所の会議室を利用。広報、申込は市で受けている。	市内に住む認知症患者及びその家族（他市町村より講師が来る際は他市町村民の参加可能）会場は社会福祉協議会の会議室を利用。広報にて周知、申込は地域包括支援班で受けている。
	医師の出席	市から年1回、小田原医師会精神科医に出席依頼している。報償費1万円。	市から年1回、医師に出席依頼している。報償費5万円。
調整方針（案）			
調整（案）内容		新たな実施水準に再編する。 （実施方法や開催回数、開催場所等を見直す）	
調整内容決定の考え方		小田原市は小田原保健福祉事務所と共催で実施、南足柄市は南足柄市社協と共催で実施しているため、共催している関係機関との調整を図りつつ、実態に沿った実施方法に見直す。	
水準	保健福祉事務所との共催	国の「認知症施策等総合支援事業の実施について」（老発0331号第4号平成28年3月31日付厚生労働省老健局長通知）により、県には、「認知症施策普及・相談・支援事業実施要綱」に基づき、認知症の人や家族を支えることを目的とした交流集会等開催の役割があるため、保健福祉事務所の考えについては要確認。	
	医師の出席	医師の役割の確認。必要であればどこから派遣してもらうのがよいか検討する。	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号 072128	事務事業名 認知症支援推進事業
------------------	--------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		認知症に関する正しい知識を普及・啓発するため、市内在住・在勤・在学者等を対象に認知症サポーター養成講座を実施する。 また、サポーター養成講座を修了した者等を対象にフォローアップ研修会を開催する。	認知症に関する正しい知識を普及・啓発するため、市内在住・在勤・在学者等を対象に認知症サポーター養成講座を実施する。
実施方法等		「認知症サポーター養成講座」を各地域包括支援センター圏域の市民及び市内介護事業所や企業などを対象に、年に概ね66回(予定)開催する。 市職員を対象に平成28年度から5年計画で「認知症サポーター養成講座」を職員研修として実施している。	「認知症サポーター養成講座」を市民及び市内介護事業所や企業、市内の小中学校などを対象に、随時申込を受け付け開催する。(現在約300人のサポーターを養成) 市職員を対象とした「認知症サポーター養成講座」は、平成22年度に実施。平成28年度も実施予定。
水準	企画	市主催のもの：年16回 キャラバンメイト企画：年30回予定 出前講座：年20回予定	市とキャラバンメイトによる実施：年4回 目標値2000人を達成しているため、出前講座は随時対応。
	フォローアップ	講座を修了した者のうち、今後も希望した者へフォロー研修会を年2回開催。	実施未定
	市職員対象	平成27年度に福祉健康部職員は受講済。今までに受講していない市職員で各係から1名推薦してもらい受講していく。講座は年3回開催。	平成22年度に市職員を対象に4回実施(244名受講) 平成28年度に4回実施予定。

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の事務処理方法を運用する。	
調整内容決定の考え方	サポーター養成講座終了者等を対象としたフォローアップ研修の実施等を行なっている小田原市の事務処理方法を適用する。	
水準	企画	市主催のもの：年16回 キャラバンメイト企画：年30回予定 出前講座：年20回予定
	フォローアップ	講座を修了した者のうち、今後も希望した者へフォロー研修会を年2回開催。
	市職員対象	今までに受講していない市職員で各係から1名推薦してもらい受講していく。講座は年3回開催。
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 072132	事務事業名 食の自立支援事業（任意事業分）
------------------	--------------------------

		事務事業の現況	
		小田原市	南足柄市
事務事業概要		栄養改善が必要なひとり暮らし等の高齢者に対し、介護保険給付対象外である配食サービスを提供することにより、在宅生活を援助するとともに、定期的な配達により安否の確認を行う。	生活維持能力が低下し、調理及び栄養管理を行うことが困難な高齢者に対して、食の自立支援として、安否確認を兼ねて食事を配達する。
実施方法等		地域包括支援センターのアセスメントを基に審査し、利用が適当と認められた者に対し、調理された食事を対象者の自宅に届け、安否の確認をするともに、健康状態等に異常が見受けられる場合は、関係機関に連絡を行う。 業務委託により実施。食事の調理、配達及び利用者の安否確認及び健康状態の確認については、再委託が可能	南足柄市地域包括支援センター職員が訪問審査し、利用が適当と認められた者に対し、調理された食事を対象者の自宅に届け、安否の確認をする。 業務委託により実施。毎年、入札を行う。
水準	実施曜日・回数	原則月曜日から土曜日、1人1日1食（昼食または夕食）	月曜日から土曜日（日曜、祝日、年末年始除く）。週4食まで。（昼食または夕食）
	委託単価	1食につき400円（普通食／特別食）	1食につき226円（普通食／透析食／カロリー・塩分調整食）
	利用者負担／支払い方法	1食につき500円／食券方式により実施。配達時に食券と食事を引き換える 食券の販売は小田原市社会福祉協議会が実施（業務委託）	1食につき400円／配達時に配食券半券と食事を引き換える 配食券の配布は、開始時は南足柄市地域包括支援センター職員、その後は民生委員が行う。
	対象者	65歳以上の市内居住者のうち、ひとり暮らしもしくは高齢者世帯に属している栄養状態の改善が必要と認められる者	おおむね65歳以上の市内ひとり暮らしもしくは高齢者世帯であり、調理することが困難であり、かつ、扶養義務者等から食事の提供を受けることが困難なもの。
	判断基準	該当する地区の地域包括支援センターによるアセスメント	南足柄市地域包括支援センター職員によるアセスメント

		調整方針（案）
調整（案）内容		小田原市の事務処理方法を適用する。
調整内容決定の考え方		実績の多い小田原市の事務処理方法を適用する。
水準	実施曜日・回数	原則月曜日から土曜日、1人1日1食（昼食または夕食）
	委託単価	1食につき400円（普通食／特別食）
	利用者負担／支払い方法	1食につき500円／食券方式により実施。配達時に食券と食事を引き換える。食券の販売は社会福祉協議会が実施（業務委託）
	対象者	65歳以上の市内居住者のうち、ひとり暮らしもしくは高齢者世帯に属している栄養状態の改善が必要と認められる者
	判断基準	該当する地区の地域包括支援センターによるアセスメント
調整方針の区分		㊸小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
072133	認知症予防事業

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		脳と体を刺激することで認知症の予防を図るため、有酸素運動やグループワークを通じたコミュニケーションなどを内容とした教室を開催する。	健康運動指導士・音楽療法士等の指導の下、体操や音楽等を中心に生きがい型プログラムを行い、認知症予防を図る脳活性教室を開催。
実施方法等		市内の公共施設等を利用し、全12回(約3ヶ月)の教室を業務委託により開催する。	年1回実施。全9回コース(2時間)開催前に、教室案内と身体状況・認知機能簡易テスト(参加前)を行うため事前面接をし、参加同意を得て開催している。
水準	対象者	市内在住の65歳以上の方	市内在住の65歳以上の方
	参加費	無料	1,000円(資料、食材費)
	評価方法	①集団式松井10単語記憶テスト<即時再生>、②山口漢字符号変換テスト、③語想起テスト、④集団式松井10単語記憶テスト<遅延再生>、体力測定(TUG、5m歩行(最大・通常))	①長谷川式認知機能テスト ②体力測定(10m最大歩行、10m障害歩行、握力、長座体前屈、閉眼片足立ち60秒)
	定員	30名程度	20名程度
	実施内容	認知症予防についての基礎知識、頭脳ゲーム、ラダートレーニング、旅の計画、コラージュ作成、認知症サポーター養成講座、回想法等	認知症予防についての基礎知識、コグニサイズ、脳活性レクリエーション、音楽レクリエーション、飾りずし調理実習、栄養士による講話、歯科衛生士による講話、介護予防サポーターによる体操等

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	参加者及び評価方法が多い小田原市の事務処理方法を適用する。 (実施回数については、両市合わせて年10回を想定)	
水準	対象者	市内在住の65歳以上の方
	参加費	無料
	評価方法	①集団式松井10単語記憶テスト<即時再生>、②山口漢字符号変換テスト、③語想起テスト、④集団式松井10単語記憶テスト<遅延再生>、体力測定(TUG、5m歩行(最大・通常))
	定員	30名程度
	実施内容	認知症予防についての基礎知識、頭脳ゲーム、ラダートレーニング、旅の計画、コラージュ作成、認知症サポーター養成講座、回想法等
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 072136		事務事業名 高齢者筋力向上トレーニング事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		<基幹型> 65歳以上の高齢者を対象に、機能低下のみられる高齢者に対して運動器及び日常生活機能の維持、向上を支援するために、マシン教室及びストレッチ教室を開催する。また、夏季のみプール教室を合わせて開催する。 <地域型> 介護予防に関する自主的かつ主体的な活動が広く実施されるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発や活動の支援等を行う。	事務事業番号072137と同じ。一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）として実施。65歳以上の高齢者を対象に、介護予防を目的とした運動・栄養・口腔等に係る転倒骨折予防教室を開催。1コース3ヶ月（週1・全10回）で、一般参加型は市の公民館で1コース行い、地域型は地域の公民館で2コース行い、地域型は教室終了後、自主活動を継続する自主グループを立ち上げている。
実施方法等		<基幹型> いそしぎ、アリーナを会場として、マシン教室とストレッチ教室の4コースを開催し、市報にて各教室とも年4回の申込受付を実施する。なお、定員を超えた場合は、選考にて参加決定する。また、夏季のみプール教室を受託業者のプールを使用して開催する。 <地域型> 市の地域型教室終了後に、自主活動を継続しているグループ（28団体）に対し、正しい運動法の指導を行うため指導者を派遣するほか、体力測定を実施する。	<一般参加型 10回×1コース> 広報で参加者を募集。事前面接を行い、既往歴や生活機能評価の聞き取り及び教室の説明を行う。教室は会場準備片付け・受付・健康チェック・進行を行い、講話や体操は委託業者が行う。委託業者が来ない回は、介護予防サポーターと市保健師が行う。 <地域型 10回×2コース> 前年度に自治会・老人会・地域福祉会に教室開催の打診をし、同意を得たら打合せを行う。自治会回覧で募集し、申込は自治会等で取りまとめてもらう。受付終了後は一般参加型と同様。教室中に参加者と継続教室について話し合い、教室終了後は介護予防サポーターが継続教室を月2回行う。市はサポーターからの相談やフォローを行う。
水準	<基幹型> 参加定員及び選考方法	いそしぎ会場（マシン教室、ストレッチ教室）は、各教室とも定員20名、アリーナ会場（マシン教室、ストレッチ教室）は各定員30名、プール教室は20名。各教室の定員を超えた場合は、「お身体に関するチェックリスト」により選考。選考基準は同チェックリストによる。	一般参加型：20人定員、地域型：40人定員（20人×2コース） 選考なし
	<基幹型> 参加費	参加者が負担をする費用は、傷害保険料として月500円を負担する。（1コース3ヶ月のため、受付時に1,500円を徴収する） 保険の加入手続き等は、受託者が行う。	参加者負担金：1,000円
	<基幹型> 申請書及び誓約書の提出	緊急時等の場合に連絡先等を記載した申請書及び誓約書を提出する。	事前面接の際、緊急時連絡先の聞き取りおよび参加同意書の提出をしてもらう。
	<基幹型>事前・事後面接及び体力測定の実施	参加前と参加最終日に各参加者に対し面談を行うとともに体力測定を実施し効果を図る。	事前面接：教室が始まる前に面接日を設け、事前面接を行う。 体力測定：教室開始時（2回目）と終了時（9回目）に体力測定を行い、効果を図る。
	<地域型> 対象団体及び派遣回数	対象団体：市の地域型教室終了後に、自主活動を継続しているグループ（28団体） 派遣回数：1団体につき年間6回を上限とする。ただし、体力測定については年1回を上限とする。	地域型転倒骨折予防教室終了後、介護予防サポーターが月2回継続教室を実施している団体は14グループあり、グループ毎に年1回体力測定及び年1～2回フォロー教室を実施している（詳細はいそしぎ健康事業）。
調整方針（案）			
調整（案）内容		新たな実施水準に再編する。 （両市で実施しているそれぞれの事業を、新市において再編して実施する）	
調整内容決定の考え方		利用者の多い小田原方式を取り入れるが、地域に根付いた活動を広げるため、南足柄市の転倒骨折予防教室地域型を取り入れる。（筋力向上トレーニング（ストレッチ・マシン・プール）を南足柄市域でも1箇所行い、転倒骨折予防教室の地域型を小田原市域でも行う。）	
水準	参加定員及び選考方法	いそしぎ会場（マシン・ストレッチ）は各20名、アリーナ会場（マシン・ストレッチ）は各30名、プール20名、南足柄市会場（マシン・ストレッチ）は各20名。地域型転倒骨折予防教室20名。各教室の定員を超えた場合は「お身体に関するチェックリスト」により選考。	
	参加費	傷害保険料月500円（1コース3ヶ月のため受付で1,500円徴収）	
	申込書及び誓約書の提出	緊急時等の場合に連絡先等を記載した申請書及び誓約書を提出する。	
	事前・事後面接及び体力測定の実施	事前面接：教室が始まる前に面接日を設け、事前面接を行う。 体力測定：教室開始時と終了時に行い、効果を図る。	
	地域型のフォロー	地域型転倒骨折予防教室終了後、自主活動を継続しているグループに対し、年1回体力測定及び年1～2回講師派遣を行う。	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
072137		高齢者体操教室開催事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		65歳以上の高齢者を対象に、健康維持増進・仲間作りを促進するために、リズム体操やストレッチ体操を実施する。なお、参加者の事前事後のアセスメントは行わない。	
実施方法等		<p>会場を固定（3会場）し、ストレッチやリズム体操を中心に、1コースを4ヶ月間、年3回実施する。なお、申込は市報に掲載して、電話での申込先着順とする。また、高齢者筋力向上トレーニング事業（筋トレ教室）に参加している者は、申込不可とする。</p> <p>事務事業番号072136と同じ。一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）として実施。65歳以上の高齢者を対象に、介護予防を目的とした運動・栄養・口腔等に係る転倒予防教室を開催。1コース3ヶ月（週1・全10回）で、一般参加型は市の公民館で1コース行い、地域型は地域の公民館で2コース行い、地域型は教室終了後、自主活動を継続する自主グループを立ち上げている。</p>	
水準	参加定数	いそしぎ会場（70名）、おだわら総合医療福祉会館（60名）、こゆるぎ会場（20名）	一般参加型：20人定員、地域型：40人定員（20人×2コース）
	申込方法	年3回の市報にて公募し、全て電話での先着順とする。窓口での受付は不可。	一般参加型：広報誌で募集し、電話及び窓口で受付。地域型：自治会回覧で募集し、老人会等で取りまとめる。
	参加費	参加者が負担をする費用は、傷害保険料として月500円を負担する。（1コース4ヶ月のため、受付時に2,000円を徴収する） 保険の加入手続き等は、受託者が行う。	参加者負担金：1,000円
	申請書及び誓約書の提出	緊急時等の場合に連絡先等を記載した申請書及び誓約書を提出させる。	事前面接の際、緊急時連絡先の聞き取りおよび参加同意書の提出をしてもらう。
調整方針（案）			
調整（案）内容		新たな実施水準に再編する。（両市で実施しているそれぞれの事業を、新市においても実施する）	
調整内容決定の考え方		一般参加型については、南足柄市域においても会場を固定して実施するとともに、小田原市域においても、地域型での実施について調整する。	
水準	参加定数	いそしぎ会場（70名）、おだわら総合医療福祉会館（60名）、こゆるぎ会場（20名）、南足柄市域＜一般参加型＞、南足柄市域＜地域型＞、小田原市域＜地域型＞	
	申込方法	年3回の市報にて公募し、全て電話での先着順とする。窓口での受付は不可。	
	参加費	参加者が負担をする費用は、傷害保険料として月500円を負担する。（1コース4ヶ月のため、受付時に2,000円を徴収する） 保険の加入手続き等は、受託者が行う。	
	申請書及び誓約書の提出	緊急時等の場合に連絡先等を記載した申請書及び誓約書を提出させる。	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
072139		介護予防普及啓発事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		地域のサロン老人クラブ、地域公民館等に出向いての、高齢者向け介護予防ミニ講座の開催や、おだわら総合医療福祉会館内の介護予防対策室において、高齢者の閉じこもり予防を図るための囲碁・将棋・カラオケ等を実施する。おうちの健康フェスティバルに参加し、口腔機能維持のための普及啓発を図る。	一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）として実施。老人会等に対し、介護予防の普及啓発のための健康教育を随時実施。また、健康フェスタできんたろう体操（介護予防の体操）を普及している。
実施方法等		地域のサロンや老人クラブ等地区公民館などに出向き、歯科衛生士による口腔機能向上指導、栄養士による栄養指導、保健師による認知症予防指導。また、介護予防対策室運営事業は、おだわら総合医療福祉会館4階の介護予防対策室等で囲碁・将棋・カラオケ等を行えるスペースとして開放し高齢者の閉じこもり予防を図る。おうちの健康フェスティバルについては小田原歯科医師会と共催で実施している。	年度初めの老人会長会議で事業について説明し、申し込み用紙を配布。その後、年間を通して随時申込を受け付け、健康教育の内容を打ち合わせる。内容に合わせて、当日までにパワーポイントや紙芝居・資料等を準備。当日は、保健師・看護師・社会福祉士1～2名で公民館等に出向き、30分～1時間程度の講話や体操、体力測定を行う。健康フェスタは、介護予防サポーターのブースで市の介護予防体操「きんたろう体操」を普及している。
水準	ミニ講話実施回数	H25…31回（参加者705人）、H26…96回（参加者1605人）、H27…26回（参加者501人）	H25:16回（参加者495名）、H26:19回（660名）、H27:19回（532名）
	介護予防対策室の主な業務内容	①介護予防対策室の施設 ②介護予防対策室等でのカラオケ、囲碁、将棋等の利用に必要な諸準備、整理整頓 ③利用者の案内、安全管理	
	介護予防対策室の従事者数	本業務に従事する人員3名選任し、交代で従事させる。	
	介護予防対策室の就業人員	1日につき1名の人員を業務場所に就業させる。	
	おうちの健康フェスティバル	小田原歯科医師会との調整は健康づくり課が主となっている。	H27ブース来場者：34名
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方		実施回数や参加者数の多い小田原市の事務処理方法を適用する。	
水準	ミニ講話実施回数	45回（1,033人）	
	介護予防対策室の主な業務内容	①介護予防対策室の施設 ②介護予防対策室等でのカラオケ、囲碁、将棋等の利用に必要な諸準備、整理整頓 ③利用者の案内、安全管理	
	介護予防対策室の従事者数	各市本業務に従事する人員3名（計6名）選任し、交代で従事させる。	
	介護予防対策室の就業人員	各市1日につき1名（計2名）の人員を業務場所に就業させる。	
	おうちの健康フェスティバル	小田原歯科医師会との調整は健康づくり課が主となっている。	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 072141		事務事業名 地域介護予防活動支援事業・生きがいと健康づくり推進事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		「高齢者が住み慣れた地域で自立的に自己実現的な暮らしを続けられるようにする」という介護予防の目標を実現するため、高齢者を最も身近な場所で支える「地域」において、介護予防意識を高め、住民の主体的な取り組み・活動を活性化させる。	
実施方法等		<p><地域介護予防活動支援講座> 高齢者を最も身近な場所で支える「地域」において、介護予防意識を高め、住民の主体的な取り組み・活動を活性化するため、講座を開催する。</p> <p><公設通いの場運営> 短期集中型サービスクラス修了者等を自主グループへ繋ぐまでの受け皿として、通いの場を確保する。</p>	
水準	講演回数	年4回～6回 H27・H28年度は、老人クラブ主催の老人大学において、講義を開催しており、医師等の講演3回及び市職員による講演2回を実施	趣味の講座（2講座）・歩け歩け運動（1回）・高齢者文化祭（1回）・老人大学（3回）
	受講人数	100名以上	趣味の講座（30～40人程度）・歩け歩け運動（400人程度）・高齢者文化祭（500人程度）・老人大学（延べ760人程度）
	講師謝礼	医師…1回につき30,000円（予算）、歯科衛生士・管理栄養士等…1回につき5,000円（予算）	趣味の講座（1講座（3万円））・老人大学（概ね1講座（2～3万円））
	<公設通いの場> 受託者	民間のフィットネス、介護事業所（特養、通所介護等）を想定している。	市女性センター・南足柄市文化会館
	<公設通いの場> 運営方法	事業委託により実施。期間は概ね半年～1年程度	市担当課による管理（女性センター）・市の指定管理による管理（市文化会館）
調整方針（案）			
調整（案）内容		新たな事務事業に再編する。	
調整内容決定の考え方		介護予防意識を高め、住民の主体的な取り組み・活動を活性化するため、既存事業を再編して実施する。	
水準	講演回数	年4回～6回 事業内容については両市既存事業を再編	
	受講人数	各回100名以上	
	講師謝礼	医師…1回につき30,000円（予算）、歯科衛生士・管理栄養士等…1回につき5,000円（予算）	
	<公設通いの場> 受託者	民間のフィットネス、介護事業所（特養、通所介護等）を想定している。	
	<公設通いの場> 運営方法	事業委託により実施。期間は概ね半年～1年程度	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
072169		居宅介護支援事業者補助事業（住宅改修支援）	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		本市の介護保険被保険者のうち、居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要支援・要介護認定者に係る「住宅改修が必要な理由書」を作成した居宅介護（介護予防）支援事業者に対し、事務費用の一部を助成する。	本市の介護保険被保険者のうち、居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要支援・要介護認定者に係る「住宅改修が必要な理由書」を作成した居宅介護（介護予防）支援事業者に対し、事務費用の一部を助成する。
実施方法等		「住宅改修が必要な理由書」を作成した居宅介護（介護予防）支援事業者から、四半期ごとに事務費補助金交付申請書を受け付ける。市は、関係書類を審査し、補助金の交付を決定したら、申請者に対して、補助金交付決定通知書により通知するとともに補助金を交付する。	「住宅改修が必要な理由書」を作成した居宅介護（介護予防）支援事業者から、年度末に事務費補助金交付申請書を受け付ける。市は、関係書類を審査し、補助金の交付を決定したら、申請者に対して、補助金交付決定通知書により通知するとともに補助金を交付する。
水準	事業区分	地域支援事業（任意事業）	地域支援事業（任意事業）
	助成額	理由書作成1件につき2,000円	理由書作成業務1件につき2,000円
	助成対象者	居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者	居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者
	助成方法	四半期ごとに、事業者からの申請に基づき補助金を交付	年度末に、事業者からの申請に基づき補助金を交付
調整方針（案）			
調整（案）内容		南足柄市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方		法人が市に行う申請回数を年に1回とする、南足柄市の事務処理方法を適用する。	
水準	事業区分	地域支援事業（任意事業）	
	助成額	理由書作成1件につき2,000円	
	助成対象者	居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者	
	助成方法	年度末に、事業者からの申請に基づき補助金を交付	
調整方針の区分		㊸南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 072172	事務事業名 介護予防把握事業
------------------	-------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		生活機能の低下が見られ、要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者を早期に発見し、介護予防事業への参加を促すとともに、今後の介護予防事業の基礎評価資料とするため、高齢者の現状を把握する。	一般介護予防事業（介護予防把握事業）として実施。 高齢介護班や民生委員等関係機関と連携し、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的とする。
実施方法等		調査票の配布・回収及び結果アドバイス票の送付、結果の分析を業務委託により行う。 把握したデータについては、地域包括支援センターに情報提供する等、生活機能の低下が見られる者を介護予防事業に繋げる等のアプローチを実施していく。	高齢介護班や民生委員からの情報提供・相談により、閉じこもりや何らかの支援を要する者を把握し、必要時介護予防サポート隊の介護予防体操教室等につなぎ、閉じこもり予防の一助としている。
水準	対象者	市内在住の要介護等認定を受けていない高齢者	高齢者（一般高齢者、要支援者）
	項目	基本チェックリストに沿うような運動、栄養、口腔、閉じこもり、うつ、認知症の項目ほか	

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	詳細に要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者を早期に発見することができる小田原市の事務処理方法を適用する。	
水準	対象者	市内在住の要介護等認定を受けていない高齢者。
	項目	基本チェックリストに沿うような運動、栄養、口腔、閉じこもり、うつ、認知症の項目ほか。
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a: 合併時	

事務事業番号 072173	事務事業名 地域リハビリテーション活動支援事業
------------------	----------------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		地域支援事業（一般介護予防事業）として実施。 地域における介護予防の取り組みを総合的に支援できるよう、知識・技術向上のための研修会を開催する。（県西地区リハビリテーション連絡協議会へ委託）	未実施。
実施方法等		リハビリテーション専門職と地域包括支援センターの職員が事例検討を行う。（研修会1回・事例検討会4回）	
水準	回数	4回	
	委託料	100千円	
	0		
	0		
	0		

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	リハビリテーション専門職の視点での助言・指導の機会を設けるため、小田原市の事務処理方法を適用する。	
水準	回数	7回（包括14か所）
	委託料	150千円
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
072179	高齢者栄養改善事業

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		高齢者の低栄養状態の予防・改善を目的に、栄養教室を開催し、生活機能の維持・向上を図り、自分らしい生活と自己実現を支援する。	実施無し。
実施方法等		管理栄養士を講師に招き、栄養に関する講話及び調理実習を市内各地で行う。	
水準	参加費	1回500円(食材費として)	
	関連団体	小田原市老人クラブ連合会(女性部)と共催により実施 実施会場は、老人クラブのブロックに準ずる圏域を設定し開催しているほか、各地区の地区長がサポーターとして事前研修(4月)を受講、当日の準備・受付業務を担当している	
	講師	管理栄養士 講師のサポート役として、平成28年度は試験的に食生活改善推進員を補助スタッフとして導入	

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	高齢者の低栄養状態の予防・改善のため、新市においても実施するが、会場等については老人クラブ連合会と調整する。	
水準	参加費	1回500円(食材費として)
	関連団体	老人クラブ連合会(女性部)と共催により実施 実施会場は、老人クラブのブロックに準ずる圏域を設定し開催しているほか、各地区の地区長がサポーターとして事前研修(4月)を受講、当日の準備・受付業務を担当している
	講師	管理栄養士 講師のサポート役として、平成28年度は試験的に食生活改善推進員を補助スタッフとして導入
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
73101		障がい者相談支援事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		日常生活から障害福祉サービスの利用まで障がい者の生活全般に関する相談窓口を設置し、障がい者が地域で孤立することなく生活ができるよう支援体制を整える。国庫の補助金、3町の負担金を財源に、4事業所に委託している。 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会を共同して設置する。 障害者虐待防止法に基づいて設置されている、虐待防止センターへの通報に対する対応を行う。	日常生活から障害福祉サービスの利用まで障がい者の生活全般に関する相談窓口を設置し、障がい者が地域で孤立することなく生活ができるよう支援体制を整える。国庫の補助金、5町の負担金を財源に、1事業所に委託している。※5町へ負担金を請求する。 足柄上地区地域自立支援協議会を足柄上地区1市5町で共同して設置する。 障害者虐待防止法に基づいて設置されている、虐待防止センターにおける業務を行う。
実施方法等		おだわら総合医療福祉会館のおだわら障がい者総合相談支援センターにて一般相談業務を障害種別ごとに4事業所と委託契約のうえ実施。 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会において、地域の課題に対応する部会を設置し、関係機関と共にその検討を行い、またその成果の地域へのフィードバックに努める。 虐待防止センター（障がい福祉課）への通報に対し、事実確認や県への通報等の対応のほか、県への報告等を行う。	・事業所への委託に係る事務（契約手続き等） ・出張訪問の手配/広報紙への掲載 ※実施主体は委託事業所 自立支援協議会：運営会議で議題の調整を行い、代表者会議でその議題について協議、決定を行う。5つの専門部会は部会ごとに会議を開催し、地域の諸問題について検討する。 障害者虐待に関する通報、届出の受理を随時行う。国、県のマニュアルに沿い、コアメンバー会議開催や事実確認調査の実施等の必要な対応を行う。
水準	予算額(千円)	39,204,000円 56(小田原市29千円、箱根町9千円、真鶴町8千円、湯河原町10千円)	8,400,000円(1市5町) なし
	対象者数	小田原市及び足柄下郡在住の障がい者及びその関係者等 7件(障がい者虐待防止対策)	179名(うち南足柄市91名) 2件(障がい者虐待防止対策)
	基準	障害福祉サービスにつながらない相談等	1市5町に住所を有する障害者等(登録者数:179名)
	処理時期及び回数	年末年始を除く月から土の午前9時から午後5時 全体会 2回/年 運営会議 3回/年 各部会 3回/年(自立支援協議会)	相談総件数: 3,873件 出張相談: のへ69件 代表者会議: 年2回 専門部会: 各部会により決定 運営会議: 随時(自立支援協議会)
調整方針(案)			
調整(案)内容		2市の相談支援事業所より新たに委託事業所を選定する。	
調整内容決定の考え方		全ての事業所に公平に機会を与える。	
水準	予算額(千円)	43,735千円	
	対象者数	市内在住の障がい者、家族、支援者等	
	基準	委託相談支援事業所(4事業所)	
	処理時期及び回数	年末年始を除く月から土の午前9時から午後5時 全体会 2回/年 運営会議 3回/年 各部会 3回/年(自立支援協議会)	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
073107	ノーマライゼーション理念普及啓発事業

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		障がい者が、自身が住んでいる地域で当たり前のように過ごすために、障がい者への理解を深める啓発事業を行う。	該当なし
実施方法等		ノーマライゼーション理念普及啓発事業 障がい者団体等から、広く一般市民を対象としたノーマライゼーション理念普及に資する事業を募集し、市で選定したうえ応募団体へ事業委託、実施する。 地域ミーティング 平成28年度からは、小学校のPTAを対象とし、地域や近隣にある障がい者施設を見学し、障がい者に対する理解を深め交流を促進する機会とする。 精神保健福祉地域交流会 行政、事業所、病院等関係機関で実行委員会を設置し、一般市民を対象とした啓発イベントを市内大型商業施設にて開催する。	
水準	予算額(千円)	150千円(ノーマライゼーション理念普及啓発事業) 80千円(地域ミーティング) 50千円(精神保健福祉地域交流会)	
	対象者数	150名(平成27年度:松本ハウス講演会参加者数) 市内小学校PTA ダイナシティウエスト来場者	
	基準	ノーマライゼーション理念普及啓発事業募集要項:地域社会で障がい者が安心して暮らすことができるまちづくりに資するため、障がいや障がい者に関する市民の理解の視野を広げること促進する事業也	
	処理時期及び回数	年1事業 市内小学校4校(年度) 年1回	

		調整方針(案)
調整(案)内容		現行の方法(予算)で実施。
調整内容決定の考え方		サービス水準の維持(歳出増の抑制)。
水準	予算額(千円)	280千円
	対象者数	・ノーマライゼーション理念普及啓発事業(150人:H27) ・地域ミーティング(33人:H27) ・精神保健福祉地域交流会
	基準	・ノーマライゼーション理念普及啓発事業:市民 ・地域ミーティング:小学校PTA ・精神保健福祉地域交流会:市民
	処理時期及び回数	年1事業 市内小学校4校(年度) 年1回
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
73142		手話通訳者等派遣事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		<p>【派遣事業】 音声又は言語機能障がい者の家庭並びに社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者等を派遣することにより、聴覚障がい者等の福祉の増進を図る。 派遣費用：無料</p> <p>【通訳者設置事業】聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者が市役所で不自由なく手続等を行うため、手話通訳士資格を持つ職員を採用（現在は、任期付正規職員：職員課採用）し、障がい福祉課に配置している。</p> <p>【養成講座】聴覚障がい者を理解すると共に、手話技術の向上と普及を図ることにより、聴覚障がい者が円滑な社会生活を送るのに必要な手話専任職員を養成し地域福祉の充実を図る。</p>	<p>聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の家庭生活並びに社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者等を派遣することにより、聴覚障がい者等の福祉の増進を図る。 派遣の範囲：県内 派遣費用：無料</p>
実施方法等		<p>【派遣事業】 手話通訳や要約筆記を必要とする聴覚や音声・言語機能に障がいのある方が、生活上必要とする官公署ほか関係機関等との意思の疎通を行うおとす場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、そのコミュニケーションの支援を行う。</p> <p>【設置事業】障がい福祉課窓口到手話通訳者を設置し聴覚障がい者の情報保障に対応する。</p> <p>【養成講座】聴覚言語障害者福祉会および登録手話通訳者と共同で、聴覚障害者の生活、自立、社会参加を支援する専任職員の養成講座を行う。</p>	<p>聴覚障害者等からの申請を随時受け付け、手話通訳者を派遣する。月1回、報酬の支払を行う。年1回、手話通訳者の登録証の発行と保険加入事務を行う。</p>
水準	予算額(千円)	【派遣事業】1,585千円 【養成講座】327千円	報償費 390千円
	対象者数	【派遣事業】平成27年度 289件 【養成講座】20名	平成27年度派遣回数 98回
	基準	<p>【派遣事業】</p> <p>(1) 病院等における医療、診断等 (2) 学校、幼稚園等における子弟の教育、保育等 (3) 会社等における就職、職業 (4) 日常生活を営む上で必要な手続等 (5) 小田原市主催事業</p>	<p>市内在住で、次のいずれかの要件により派遣が必要な、日常生活において意思の疎通が困難な聴覚障害者等</p> <p>(1) 病院、保健所等における医療、診断等に関すること。 (2) 学校、幼稚園等における子弟等の教育、保育等に関すること。 (3) 職場、会社等における就職、職業等に関すること。 (4) その他日常生活上に支援に関する相談通訳であつて、市長が適当と認めたこと。</p>
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事務を継続する。 派遣事業については、統合して実施。 設置事業については、現行の1名を維持。 手話要請講座についても継続して行う。	
調整内容決定の考え方		市民サービスの低下を防ぎ、歳出額も現行を維持する。	
水準	予算額(千円)	2,302千円	
	対象者数	聴覚障害者で情報保障が必要な方	
	基準	<p>【派遣事業】</p> <p>(1) 病院等における医療、診断等 (2) 学校、幼稚園等における子弟の教育、保育等 (3) 会社等における就職、職業 (4) 日常生活を営む上で必要な手続等 (5) 市主催事業</p>	
調整方針の区分		◎小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
73148	重度障がい者緊急通報システム事業

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	緊急通報システム業務を実施する業者に委託し、対象者に当該業者の携帯用無線発信機を貸与して電話回線に接続することにより、緊急事態発生時に委託業者へ通報できるようにする。	該当なし
実施方法等	地域を担当する民生委員の確認を受け、申請書を提出する。対象者の健康状態、家庭状況等を調査の上、事業の適用の要否を決定し、申請者、担当民生委員及び受託者に通知する。	
水準	予算額（平成28年度）	570千円
	対象者数	約25名
	対象基準	市内に居住する65歳未満の単身、重度障がい者のみの世帯、対象者以外の者が高齢者のみである世帯に属する在宅の重度障がい者
	処理時期と回数	随時 数回

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の基準で実施する。実施方法も同様。	
調整内容決定の考え方	類似団体のうち2市がほぼ同じ条件で実施しており、小田原市の給付水準を維持するため。	
水準	予算額（平成28年度）	684千円
	対象者数	30人
	対象基準	市内に居住する65歳未満の単身、重度障がい者のみの世帯、対象者以外の者が高齢者のみである世帯に属する在宅の重度障がい者
	処理時期と回数	随時 数回
調整方針の区分	㊸小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
73152		重度障がい者訪問入浴サービス	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		在宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対して、巡回入浴車で利用者宅を訪問して入浴サービスを実施して、心身機能の維持向上と介護家族の負担軽減を図る。	在宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対して、巡回入浴車で利用者宅を訪問して入浴サービスを実施して、心身機能の維持向上と介護家族の負担軽減を図る。
実施方法等		申請により、その内容を審査し、利用の可否を決定し、当該申請者に通知するとともに、受給者証を交付する。	事業者の入札を担当課に依頼する。事業者と委託契約を行う。利用申請書の受付を行う。委託業者から翌月10日までに前月分の実施状況報告書の提出を受け、委託料を支払う。
水準	予算額（平成28年度）	7,036千円	委託料 3,105千円
	対象者数	約10人	平成28年度 3人
	対象基準	市内在住で65歳未満の身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級または障害年金1級受給資格者	家庭において入浴が困難な重度障害者及び障害児 ・身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、又はIQ35以下・身体3級かつIQ50以下
	処理時期と回数	随時 約10回	利用申請：随時 支払：月1回
	金額	訪問入浴サービスに要した金額の10/100 (低所得者は、自己負担なし)	
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の実施方法により実施（事業者からの請求により地域生活支援事業費として支払い、本人負担分は事業者へ直接支払う）。申請の際には個人番号（マイナンバー）を記載させる（条例に規定）。	
調整内容決定の考え方		歳出及び事務の削減。	
水準	予算額（平成28年度）	8,795千円	
	対象者数	13人	
	対象基準	市内在住で65歳未満の身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級または障害年金1級受給資格者	
	処理時期と回数	随時 約13回	
	金額	訪問入浴サービスに要した金額の10/100 (低所得者は、自己負担なし)	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 073159	事務事業名 心身障害者歯科検診事務
------------------	----------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		該当なし	足柄歯科医師会の障害者歯科検診事業につき負担金納入、準備、運営補助を行う。
実施方法等			毎年9月初旬に障害者歯科検診を実施する。足柄歯科医師会主催の実務者会議への出席や、周知と参加申し込みのとりまとめ、準備、運営補助、負担金の納入を行う。
水準	平成28年度予算額		負担金、補助及び交付金 95,160円
	対象者数(概算)		平成27年度 13名
	対象基準		足柄上郡1市5町在住の身体障害者、知的障害者、精神障害者
	事務処理時期と回数		年1回 7月から9月

		調整方針(案)	
調整(案)内容		廃止する。	
調整内容決定の考え方		小田原市は、小田原歯科医師会と協議し廃止した経緯がある。また、類似団体3市とも実施していないため。	
水準	平成28年度予算額		
	対象者数(概算)		
	対象基準		
	事務処理時期と回数		
調整方針の区分	⑤廃止	a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
073172	障がい者スポーツ・レクリエーション事業

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		NPO法人小田原市障害者福祉協議会が主催するレクリエーション大会に合わせて、障がい者が気軽に社会参加するきっかけになるエントリー事業を実施（委託）する。	該当なし
実施方法等		NPO法人小田原市障害者福祉協議会が主催するレクリエーション大会に合わせて、障がい者が気軽に社会参加するきっかけになるエントリー事業を実施（委託）する。	
水準	予算額(千円)	200千円	
	対象者数	約400名(平成28年度)	
	基準	市内在住の障がい者	

		調整方針(案)	
調整(案)内容		現行の方法(予算)で実施。実施方法等についても同様。	
調整内容決定の考え方		小田原市のみで行っている事業のため。	
水準	予算額(千円)	200千円	
	対象者数	480人	
	基準	市内在住の障がい者	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号 073173	事務事業名 知的障がい者サークル活動事業
------------------	-------------------------

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	在宅の知的障がい者に対し、余暇の有効な利用を促すため、NPO法人に委託。	該当なし
実施方法等	NPO法人に委託し、年間計画に沿って知的障がい者の余暇活動を実施する。	
水準	予算額(千円)	525千円
	対象者数	405人(平成26年度)
	処理時期及び回数	月1回

調整方針(案)		
調整(案)内容	現行の方法(予算)で実施。実施方法等についても同様。	
調整内容決定の考え方	歳出額の増加を抑える。	
水準	予算額(千円)	525千円
	対象者数	486人
	処理時期及び回数	月1回
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74168		4か月児健康診査事業 / 3か月児健康診査事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		発育・発達の前目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。	発育・発達の前目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。
実施方法等		小田原市保健センターにて集団健診方式にて実施。生後2か月前に対象者をリストアップし、対象者にアンケート等送付。新生児訪問の結果等の確認。観察点の整理を行い、申し送り簿の作成。対象月初めに職員間にて情報の共有を行う。 【健診内容】①受付（第1子と希望者には子育て応援講座として離乳食講習会、父親用の講座受講。約30分間）②計測（身長・体重・頭囲・カウプ指数）③内科診察（小田原医師会3名及び小田原市立病院より1名の医師の協力）④腎エコー検査（小田原医師会医師1名の協力）⑤結果説明及び育児指導 ⑥必要な方や希望者に栄養相談 【健診終了後】事後カンファレンスを行い、診察・育児相談・栄養相談での指導内容等の共有、健診後乳幼児健康カードの整理、結果入力し、結果については翌月初めに他の母子保健事業の報告と共に課内供覧。精密健診受診券発行者や、事後健診対象者については結果確認を行う。未受診者には電話連絡し、連絡がつかない場合には地区担当保健師が家庭訪問を行う。紙ベース（乳幼児健康カード）及び電算管理。	【場所】南足柄市保健医療福祉センター 集団健診方式にて実施。事前に対象者のリストアップ、新生児訪問の結果等の確認。観察点の整理を行い、申し送り簿の作成。未受診者には健診担当保健師が電話連絡し、連絡がつかない場合には訪問を行う。当日職員間にて情報の共有を行う。 【健診内容】受付（事前配布した問診表・アンケート母子健康手帳などの回収）、受付後保健師による問診確認、集団指導（健診の流れ、予防接種について、お誕生前健康診査について、離乳食について、ブックスタート事業絵本の読み聞かせ）、計測（身長・体重・胸囲・頭囲・カウプ指数の計測）、内科診察（足柄上医師会及び小田原市立病院より1名ずつ医師の協力有）、育児指導、栄養相談 事後カンファレンスを行い、育児相談・栄養相談での指導内容の共有。 健診後カルテの整理、結果入力、保健師間での結果回覧を行う。精密健診受診券発行者や、定額再来確認児については結果確認を行う。 紙カルテ（乳幼児健康相談カード）及び電算管理
水準	対象者	対象月に4か月になる児	対象月に4か月になる児
	実施回数	月2回	月1回
	対象者数 (平成27年度)	1,354人	268人
	受診者数 (平成27年度)	1,338人	268人
	受診率 (平成27年度)	98.8%	100%
調整方針(案)			
調整(案)内容		腎エコー検査を実施している小田原市の実施方法を適用する。 健診は両市の既存施設で実施し、対象児の居住地により割り振る。 ブックスタート事業の実施について検討する。	
調整内容決定の考え方		腎疾患については早期発見、早期治療が大切であるため、腎エコー検査を健診に合わせて実施する。 保護者の利便性を考慮して両市で実施する。	
水準	対象者	対象月に4か月になる児	
	実施回数	(小田原市)月2回 (南足柄市)月1回	
	対象者数 (平成27年度)	1,622人	
	受診者数 (平成27年度)	1,606人	
	受診率 (平成27年度)	99.0%	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74169		8～9か月児健康診査事業／お誕生日健康診査事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		発育・発達に節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。	発育・発達に節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。
実施方法等		(一社)小田原医師会又は個別委託医療機関での個別健診 【実施内容】問診、身体計測(身長・体重)、診察、育児指導 【データ管理】紙ベース(乳幼児健康カード)及び電算管理	(一社)足柄上医師会及び小田原医師会、個別委託医療機関での個別健診 【健診内容】問診、身体計測(身長・体重)、診察、育児指導 【電算管理】紙カルテ(乳幼児健康相談カード)及び電算管理
水準	対象者	8～9か月児(10か月になる前日まで)	10～11か月児。お誕生日の前日まで
	実施方法	個別方式で実施	個別方式で実施
	対象者数 (平成27年度)	1,377人	306人
	受診者数 (平成27年度)	1,354人	286人
	受診率 (平成27年度)	98.3%	93.5%
調整方針(案)			
調整(案)内容		現行のまま継続するが、対象者の月齢を両市の水準に合わせる。	
調整内容決定の考え方		月齢期間が長いほうが未受診者も少なくなる可能性があるため、対象月齢を拡大する。	
水準	対象者	8～11か月児(1歳のお誕生日の前日まで)	
	実施方法	個別方式で実施	
	対象者数 (平成27年度)	1,683人	
	受診者数 (平成27年度)	1,640人	
	受診率 (平成27年度)	97.4%	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74171		1歳6か月児健康診査事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		発育・発達の節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。	発育・発達の節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。
実施方法等		小田原市保健センターにて集団健診方式にて実施。事前に対象者をリストアップし、対象月の1か月前にアンケート送付。4か月児健康診査及び8～9か月児健康診査の結果等の確認。観察点の整理を行い、申し送り簿の作成、対象月初めに職員間にて情報の共有を行う。 【実施内容】①受付 ②問診確認 ③計測(身長・体重・カウプ指数) ④内科診察(小田原医師会より2名小田原市立病院より1名の医師の協力) ⑤歯科診察(小田原歯科医師会より2名の歯科医師の協力) ⑥歯科指導(歯科衛生士2名) ⑦結果説明・育児指導、⑧必要な方と希望者に栄養相談(栄養士1名)、心理相談(心理士1名) 【健診終了後】カンファレンスを行い、診察・歯科指導・育児相談・栄養相談・心理相談での指導内容等の共有。児に発達の遅れの認められる場合や保護者の支援が必要な場合については個別心理相談及び親子フォロー教室等を勧奨し継続支援へつなげる。健診後乳幼児健康カードの整理、結果入力後、翌月初めに他の母子保健事業とともに実施報告書を課内供覧を行う。精密健診受診券発行者及び事後検診対象者については結果確認を行う。未受診者には電話連絡し、連絡がつかない場合には地区担当保健師が訪問を行う。	保健医療福祉センターでの集団健診方式にて実施。対象月1月前に対象児と保護者に対し、問診表・アンケート等を自宅へ郵送する。また、対象児をリストアップし、3か月児健康診査及びお誕生自健康診査の結果等の確認。観察点の整理を行い、申し送り簿の作成。未受診者には健診担当保健師が電話連絡し、連絡がつかない場合には訪問を行う。当日職員間にて情報の共有を行う。 【健診内容】①受付にて問診表・アンケート及び母子健康手帳の回収。②受付後保健師による問診確認。③集団指導、④計測(肥満度の計算)、⑤内科診察(足柄上医師会より2名の医師の協力)、⑥歯科診察(足柄歯科医師会より2名の歯科医師の協力有)、⑦歯科相談(歯科衛生士2名) ⑧育児指導、⑨栄養相談、⑩心理相談(臨床心理士2名) 事後カンファレンスを行い、育児相談・栄養相談での指導内容の共有。 健診後カルテの整理、結果入力、保健師間での結果回覧を行う。精密健診受診券発行人については結果確認を行う。発達の遅れの認められる児については必要時個別心理相談やフォロー教室を勧奨し継続支援へとつなげる
水準	対象者	対象月に1歳6か月になる児	健診月に1歳6か月になる児
	実施回数	月3回	月1回
	対象者数 (平成27年度)	1,352人	322人
	受診者数 (平成27年度)	1,310人	314人
	受診率 (平成27年度)	96.9%	97.5%
調整方針(案)			
調整(案)内容		健診は両市の既存施設で実施し、対象児の居住地により割り振る。対象児の居住地により健診会場を分けるため、小田原市の健診回数を減らし、南足柄市の健診回数を増やす。	
調整内容決定の考え方		保護者の利便性を考慮して両市で実施する	
水準	対象者	対象月に1歳6か月になる児	
	実施回数	(小田原市)月2回 (南足柄市)月2回	
	対象者数 (平成27年度)	1,674人	
	受診者数 (平成27年度)	1,624人	
	受診率 (平成27年度)	97.0%	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74172		2歳児歯科健康診査事業／2歳児歯科相談事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		幼児期のう蝕の早期発見と予防のために、歯科健康診査及び保健指導を実施する。また、育児不安の軽減を図るため、育児・栄養相談を実施する。	幼児期のう蝕の早期発見と予防のために、歯科健康診査及び保健指導を実施する。また、育児不安の軽減を図るため、育児・栄養相談を実施する。
実施方法等		小田原市保健センターにて集団方式にて実施。事前に対象者のリストアップし、対象月の1か月前にアンケート送付。1歳6か月児健康診査の結果の確認、観察点の整理を行い、申し送り簿の作成し、健診にでるスタッフ（歯科医師及び事務職以外）と情報の共有を行う。 【実施内容】①集団指導（保健師・栄養士）②保健師によるアンケート内容確認 ③診察（小田原歯科医師会の歯科医師2名の協力）④歯科衛生士による歯科指導 ⑤必要な方や希望者に育児・栄養相談。 ※1歳6か月児健康診査時に言葉など事後検診対象外だが2歳で確認となっている児に関しては保健師より現況確認、必要時個別心理相談や事後検診を案内。 【健診終了後】終了後カンファレンスを実施。歯科指導、育児相談、栄養相談等について情報の共有をはかる。要フォロー者については情報共有を図る。結果入力を行い、翌月初めに他の母子保健事業と共に実施報告書を課内供覧。 【従事者】歯科医師2人、保健師3人、歯科衛生士2人、管理栄養士1人、事務員3人、健康づくりサポーター1人	保健医療福祉センターでの集団方式にて実施。事前に対象者のリストアップ、1歳6か月児健康診査の結果の確認、観察点の整理を行い、申し送り簿の作成。未受診者には事業担当保健師より電話連絡し、連絡がつかない場合には訪問を行う。当日職員間にて情報の共有を行う。受付後保健師による問診確認。 集団指導（歯の石灰化の仕組み、カルシウムの摂取について、生活リズムについて等。管理栄養士が行う）歯科衛生士による口腔内チェックと歯科相談、育児・栄養・心理相談を行う。1歳6か月児健康診査時に言葉など2歳で確認となっている児に関しては保健師面接を行う。発達等で必要と判断された児や、保護者の希望により心理相談員による面接を行う。終了後カンファレンスを実施し結果の共有と要フォロー者の確認を行う。結果入力を行い、要フォロー者については回覧し情報共有を図る。 【従事者】保健師4人、歯科衛生士2人、管理栄養士1人、（心理相談員1人）
水準	対象者	対象月に2歳1か月となる児	実施月に2歳1か月となる児
	実施回数	月2回	月1回
	対象者数 (平成27年度)	1,373人	310人
	受診者数 (平成27年度)	999人	256人
	受診率 (平成27年度)	72.8%	82.6%
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市の実施方式である歯科健診及び歯科指導を実施する。健診は両市の既存施設で実施し、対象児の居住地により割り振る。対象児の居住地により健診会場を分けるため、南足柄市の健診回数を増やす。	
調整内容決定の考え方		1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査のはざまになり、う蝕が増加しやすい時期になるため、予防の観点からも健診として実施する。保護者の利便性を考慮して両市で実施する。	
水準	対象者	対象月に2歳1か月となる児	
	実施回数	(小田原市)月2回 (南足柄市)月2回	
	対象者数 (平成27年度)	1,683人	
	受診者数 (平成27年度)	1,255人	
	受診率 (平成27年度)	74.5%	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74174		3歳児健康診査事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		発育・発達に節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。	発育・発達に節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。
実施方法等		小田原市保健センター集団健診方式にて実施。事前に対象者をリストアップし、対象月前にアンケートや尿検査容器、視聴覚検査用紙等を送付。これまでの健診等の受診歴及び結果等の確認。観察点の整理を行い、申し送り簿の作成、対象月初めに職員間にて情報の共有を行う。 【実施内容】①受付 ②尿検査 ③問診確認 ④計測(身長・体重・肥満度計算) ⑤内科診察(小田原医師会より2名、小田原市立病院より1名、計3名の医師の協力) ⑥歯科診察(小田原歯科医師会より2名の歯科医師の協力) ⑦歯科指導(歯科衛生士1名) ⑧結果説明・育児指導 ⑨必要な方や希望者に栄養相談(栄養士1名)、心理相談(心理士1名) ※発達の遅れの認められる児や支援が必要な保護者については個別心理相談やフォロー教室を勧奨し継続支援へとつなげる。 【健診終了後】事後カンファレンスを行い、診察、歯科指導、結果説明・育児相談、栄養相談、心理相談での指導内容等の共有。健診後乳幼児健康カードの整理、結果入力、翌月初めに他の母子保健事業と共に実施報告書を課内供覧。精密健診受診券発行者や事後検査対象者については結果確認を行う。未受診者には電話連絡し、連絡がつかない場合には訪問を行う。	保健医療福祉センターでの集団健診方式にて実施。事前に対象者のリストアップ、これまでの健診等の受診歴及び結果等の確認。観察点の整理を行い、申し送り簿の作成。未受診者には電話連絡し、連絡がつかない場合には訪問を行う。当日職員間にて情報の共有を行う。受付後保健師による問診確認【健診内容】受付(事前に郵送してある問診表、アンケート、視聴覚検査票、尿尿、母子健康手帳の回収) 集団指導、計測(身長、体重、頭囲の計測及び、肥満度の計算)、内科診察(足柄上医師会より2名の医師の協力有)、歯科診察(足柄上医師会より2名の歯科医師の協力有)、歯科相談(う歯のある児や希望者のみ実施。歯科衛生士1名) 育児指導、栄養相談(管理栄養士1名)、心理相談(心理士2名) 【健診終了後】事後カンファレンスを行い、育児相談・栄養相談・歯科相談での指導内容の共有。健診後カルテの整理、結果入力、保健師間での結果回覧を行う。精密健診受診券発行者については結果確認を行う。発達の遅れの認められる児についてはフォロー教室や個別心理相談等を勧奨し継続支援へとつなげる
水準	対象者	対象月に3歳6か月になる児	健診月に3歳1か月になる児
	実施回数	月3回	月1回
	対象者数 (平成27年度)	1,504人	338人
	受診者数 (平成27年度)	1,437人	332人
	受診率 (平成27年度)	95.5%	98.2%
調整方針(案)			
調整(案)内容		対象月に3歳6か月になる児を対象とする。健診は両市の既存施設で実施し、対象児の居住地により割り振る。対象児の居住地により健診会場を分けるため、小田原市の健診回数を減らし、南足柄市の健診回数を増やす。	
調整内容決定の考え方		視聴覚検査の内容をほぼ正確に理解できる3歳6か月児に実施することが、妥当と考える。保護者の利便性を考慮して両市で実施する。	
水準	対象者	対象月に3歳6か月になる児	
	実施回数	(小田原市)月2回 (南足柄市)月2回	
	対象者数 (平成27年度)	1,842人	
	受診者数 (平成27年度)	1,769人	
	受診率 (平成27年度)	96.0%	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74175		乳幼児事後検診事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		各健診の結果、発育発達や育児等で経過観察が必要な児に対して、小児科医師やその他専門スタッフにより検診を実施し、早期に問題を発見し、生活習慣の自立、栄養、その他の育児に関する指導を行い、乳幼児の健康保持増進を図る。	発育・発達の節目に当たる時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び保健指導を行い、乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を図る。
実施方法等		小田原市保健センターにて集団健診方式にて実施。事前に対象者のリストアップし、対象月の1か月前に各月齢にあったアンケートを送付。今までの健康診査の結果等の確認。観察点の整理を行い、申し送り簿の作成し、検診実施前に職員間にて情報の共有を行う。 【実施内容】①受付②問診確認（1歳児以降）③計測（1歳未満は受付後すぐに計測）④内科診察（小田原医師会より2名小田原市立病院より1名の医師の協力）⑤結果説明・育児指導 必要な方や希望者に栄養相談（栄養士1名）、心理相談（心理士1名）※月に発達の遅れの認められる場合や保護者の支援が必要な場合については個別心理相談及び親子フォロー教室等を勧奨し継続支援へとつなげる。 【健診終了後】カンファレンスを行い、診察・歯科指導・育児相談・栄養相談・心理相談での指導内容等の共有。 健診後乳幼児健康カードの整理、結果入力後、翌月初めに他の母子保健事業とともに実施報告書を課内供覧を行う。 精密健診受診券発行者及び再度事後検診対象となった者については結果確認を行う。 未受診者には電話連絡にて現況確認を行う。	3か月児健康診査の定期確認や、体重確認に関してと、3歳児健康診査の尿検査の再検査に関して次月の同健康診査時に事後検診として再確認や再検査を行っている。
水準	対象者	各健診・相談等で発育発達上経過観察が必要な児	各健診にて再受診が必要と医師が判断したもの
	実施回数	月1回（月末）	必要時実施（不定期）
	来所者数（延べ人数） （平成27年度）	244人	26人
	有所見者数 （平成27年度）	79人	7人
	有所見率 （平成27年度）	32.4%	26.9%
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の実施方法を適用する	
調整内容決定の考え方		小児科専門医がいる小田原市で実施する	
水準	対象者	各健診・相談等で発育発達上経過観察が必要な児	
	実施回数	月1回（月末）	
	来所者数（延べ人数） （平成27年度）	270人	
	有所見者数 （平成27年度）	86人	
	有所見率 （平成27年度）	31.9%	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74177		4・5歳尿検査事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		腎疾患の慢性化は日常生活の制約や経済的負担が大きく、乳幼児期からの早期発見、早期治療が必要であるため実施する。	該当なし
実施方法等		毎年9月に、神奈川県予防医学協会に委託し、私立の保育所や幼稚園、その他保育施設等、また未就園の9月末までに4・5歳になる児に対して、尿検査を実施する。就園児は園に直接委託業者が検査容器を回収し検査を実施し、未就園児は健康づくり課職員が支所・連絡所等で検査容器を回収し、委託業者へ引き渡し検査を実施する。市は、未就園児についてのみ、検査結果の郵送と二次検査の検査容器の送付、二次検査結果の通知を行う。	
水準	対象者	10月1日までに、4・5歳になる児	
	検査内容	尿中の蛋白、潜血、糖検査	
	受診者数 (平成27年度)	2,246人	
	単価	230円	
調整方針(案)			
調整(案)内容		南足柄市の対象者を加えて実施する	
調整内容決定の考え方		小田原市の実施水準に合わせる	
水準	対象者	10月1日までに、4・5歳になる児	
	検査内容	尿中の蛋白、潜血、糖検査	
	受診者数 (平成27年度)	2,700人	
	単価	230円	
調整方針の区分		㊸小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74178		妊婦健康診査事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		妊婦の保健管理の向上を図るために実施し、妊娠中の疾病の予防及び異常の早期発見に努める。	妊娠中の疾病予防や異常の早期発見に努め、妊婦の健康の保持増進を図る。
実施方法等		<p>医療機関における個別健診。</p> <p>(1) 妊娠初期～妊娠23週(4回)</p> <p>○問診、診察、血圧測定、保健指導、尿化学検査(尿蛋白、尿糖)</p> <p>○血液検査(1回)：血液型(A、B、O型、Rh血液型、抗Rh因子検査、不規則抗体)、血算、血糖、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、HIV抗体陽性検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体陽性検査</p> <p>○子宮頸がん検診(細胞診)(1回)</p> <p>○超音波検査(2回)</p> <p>(2) 妊娠24週～35週(6回)</p> <p>○問診、診察、血圧測定、保健指導、尿化学検査(尿蛋白、尿糖)</p> <p>○血液検査(1回)：血算、血糖、B群溶血性レンサ球菌</p> <p>○超音波検査(1回)</p> <p>(3) 妊娠30週までに(1回)</p> <p>○HIV-1抗体検査及び性器クラミジア検査</p> <p>(4) 妊娠36週以降 血算、超音波検査</p> <p>○問診、診察、血圧測定、保健指導、尿化学検査(尿蛋白、尿糖)</p> <p>○血液検査(1回)：血算</p> <p>○超音波検査(1回)</p> <p>【償還払い】指定医療機関以外で受診した際には償還払いにて対応。(未使用の妊婦健診受診券と、領収書、母子健康手帳、通帳の写し、印鑑)</p>	<p>医療機関における個別健診。</p> <p>(1) 妊娠初期～妊娠23週(4回)</p> <p>○問診、診察、血圧測定、保健指導、尿化学検査(尿蛋白、尿糖)</p> <p>○血液検査(1回)：血液型(A、B、O型、Rh血液型、抗Rh因子検査、不規則抗体)、血算、血糖、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、HIV抗体陽性検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体陽性検査</p> <p>○子宮頸がん検診(細胞診)(1回)</p> <p>○超音波検査(2回)</p> <p>(2) 妊娠24週～35週(6回)</p> <p>○問診、診察、血圧測定、保健指導、尿化学検査(尿蛋白、尿糖)</p> <p>○血液検査(1回)：血算、血糖、B群溶血性レンサ球菌</p> <p>○超音波検査(1回)</p> <p>(3) 妊娠30週までに(1回)</p> <p>○HIV-1抗体検査及び性器クラミジア検査</p> <p>(4) 妊娠36週以降 血算、超音波検査</p> <p>○問診、診察、血圧測定、保健指導、尿化学検査(尿蛋白、尿糖)</p> <p>○血液検査(1回)：血算</p> <p>○超音波検査(1回)</p> <p>【償還払い】指定医療機関以外で受診した際には償還払いにて対応。(未使用の妊婦健診受診券と、領収書、母子健康手帳、通帳の写し、印鑑)</p>
水準	対象者	市内に住所を有する妊婦	市内に住所を有する妊婦
	補助回数	14回	14回
	補助額(委託料)	1回目：13,000円、2～5回目：4,000円、6～10回目：6,000円、11～14回目：4,000円	1回目：10,000円、2回目～14回目：5,000円
	交付件数(平成27年度)	1,416件	290件
	延べ受診件数(平成27年度)	15,716件	2,782件
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市の事務処理方法を適用する	
調整内容決定の考え方		小田原市の補助額のほうが1回当たりの健診料に無駄が少ない	
水準	対象者	市内に住所を有する妊婦	
	補助回数	14回	
	補助額(委託料)	1回目：13,000円、2～5回目：4,000円、6～10回目：6,000円、11～14回目：4,000円	
	交付件数(平成27年度)	1,706件	
	延べ受診件数(平成27年度)	18,498件	
調整方針の区分		㊸小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 74181	事務事業名 妊婦歯科健康診査事業
-----------------	---------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		妊娠中は、むし歯や歯周病に罹患しやすく、歯周病に罹患した妊婦は早産や低出生体重児出産の危険性が増すため、疾病の予防や異常の早期発見に努める。	該当なし
実施方法等		市内の妊婦歯科健康診査医療機関に、対象者が直接申し込み受診する。	
水準	対象者	市内に住所を有する妊婦	
	実施内容	問診、診察（現在歯及び喪失歯の状況、歯肉の状況と歯石の有無）、検査（RDテスト：口腔内のむし歯菌の数を検査）、保健指導、ブラッシング指導	
	自己負担	1回のみ500円（生活保護受給世帯は免除）	
	委託料	2,126円	

		調整方針（案）	
調整（案）内容		現行のまま継続	
調整内容決定の考え方		妊娠中からの口腔衛生の管理は歯周病や虫歯予防が必要であるため、小田原市の水準に合わせて実施する。	
水準	対象者	市内に住所を有する妊婦	
	実施内容	問診、診察（現在歯及び喪失歯の状況、歯肉の状況と歯石の有無）、検査（RDテスト：口腔内のむし歯菌の数を検査）、保健指導、ブラッシング指導	
	自己負担	1回のみ500円（生活保護受給世帯は免除）	
	委託料	2,126円	
調整方針の区分		◎小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
74182	ママパパ学級/ママパパクラス

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		妊娠・出産・育児の知識や技術の習得を通して、健やかな妊娠期間を過ごし、産後の育児不安を軽減し、児の発育発達を考え育児ができるよう支援し、併せて虐待を予防する。	妊婦とその家族が講義やグループワーク、実習を通して母親・父親になる準備をする。また仲間作りの場として開催。
実施方法等		小田原市保健センターにて実施。3コースに分けて講義と実習を行う。 【プログラム内容】 (1) 妊娠中の過ごし方 ①妊娠中の過ごし方、起きやすい病気(保健師) ②食事のバランス(栄養士) ③分娩の流れ(助産師) (2) 赤ちゃんとの生活 その1 ①生まれてからのこと(小児科医師) ②新生児の生活・発育(保健師) ③授乳について(保健師) ④先輩家族の話と質疑応答(先輩家族) (3) 赤ちゃんとの生活 その2 ※(3)については日曜日も午前・午後で開催あり ①沐浴実習等(保健師) ②産後のこころの変化(保健師) ③SBS予防について・DVD使用(保健師)	保健医療福祉センターにて実施。講義と妊婦体操、調理実習と育児手技の実習などを行う。 4日間1コースとして、年間4コース実施 【プログラム内容】 A: ①自己紹介(グループワーク)、お産の準備①(妊婦体操など) B: ②お産の準備(お乳の手入れなど)、妊娠中の歯の手入れ(必要時小田原保健福祉事務所足柄上センター実施の歯茎の健診へ紹介)、10分間妊婦体操 C: ③ビデオ『このすばらしき生命』、赤ちゃんのお風呂・おむつ交換体験、市の子育てサービスについて、10分間妊婦体操 D: ④妊娠中の栄養(調理実習など) 午前中から開催し参加者でランチを作り食べる
水準	対象者	市内に住所を有する妊婦とそのパートナー(その他の希望者についてはその都度要検討) ※(2)(3)については、おおむね20週以降の妊婦とそのパートナー	概ね妊娠20週以降の妊婦とその家族
	自己負担	なし	あり(受講料740円/組、テキスト料420円/組、食材費450円/人)
	実施回数 (平成27・28年度)	年間19回	1コース4回 年間4コース実施(合計16回)
	参加者数 (平成27年度)	556人	82人

		調整方針(案)	
調整(案)内容		両市の実施方法を合わせる。 調理実習は継続する。	
調整内容決定の考え方		両市の良い面を合わせて実施する。 調理実習を行うことで妊娠中からの食育が可能となる。	
水準	対象者	市内に住所を有するおおむね20週以降の妊婦とその家族	
	自己負担	あり(受講料740円/組、テキスト料420円/組、食材費450円/人)	
	実施回数 (平成27・28年度)	1コース4回 年間4コース実施(合計16回)	
	参加者数 (平成27年度)	638人	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号 74183	事務事業名 子育て応援講座事業
-----------------	--------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		育児に関して必要な指導・助言を行い、母子保健に関する知識を普及することで、乳児の心身の健康の保持・増進や育児不安の軽減、虐待予防を図る。	該当なし
実施方法等		4か月健康診査当日に小田原市保健センターにて集団教育として実施。 対象者には、4か月健康診査の案内にて事前に周知。 4か月健康診査受付後、健診前に父は兄とともにたまたご組（父親用の講座）、母はひよこ組（離乳食講座）を受講。時間は約30分。父が来られない児については、保育士が別室にて託児。	
水準	対象者	4か月児健康診査を受診する第1子の父母（保護者）とその他の受講希望者	
	自己負担	4か月児健康診査と同時実施で月2回	
	実施回数 (平成27・28年度)	24回	
	参加者数 (平成27年度)	968人	

		調整方針（案）	
調整（案）内容		小田原市の実施方法を適用する	
調整内容決定の考え方		母親に対しては、No074205南足柄市の離乳食講習会事業に替えて実施する。	
水準	対象者	4か月児健康診査を受診する対象児の父母（保護者）及びその他希望する者	
	自己負担	なし	
	実施回数 (平成27・28年度)	4か月児健康診査と同時実施で月3回 (小田原市2回、南足柄市1回)	
	参加者数 (平成27年度)	1,236人	
調整方針の区分		㊸小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74184		1歳6か月児健診フォロー教室	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められ、集団指導が必要と判断された2歳6か月以下の児及びその保護者に対して、集団指導を実施する。	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められた1歳6か月から3未満の児に対して、月1回、集団指導を実施する。
実施方法等		小田原市保健センターにて実施。 利用開始前に受け入れ面接を行い、保護者と問題点や教室終了後の姿について共有する。 利用開始前に受け入れ面接を行い、保護者と問題点や教室終了後の姿について共有する。 月齢や季節にあわせた課題を設定し、児の課題に取り組む姿勢や保護者の対応の仕方などを観察し、必要時アドバイスしたりモデルを示したりする。また、今後の方針について検討し保護者と共有していく。 【教室の流れ】①自由遊び ②親子体操・お名前呼び・親子遊び ③体を動かす遊び ④当日の課題 ⑤紙芝居やペープサート、パネルシアター ⑥体操・唄りの歌 教室終了後は、カンファレンスを開催し、教室内での児や保護者の言動の共有、今後の方針についてスタッフ間でも共有する。 卒業の目安は、利用開始から6か月。	1回/月保健医療福祉センターにて実施。開催前に登録者の確認をし、観察表を作成する。月ごとに季節にあわせた課題を設定し、取り組む姿勢や、保護者の対応の仕方などを観察し、必要時その場でアドバイスしたりモデルを示したりしていく。また、今後の方針を検討し保護者と共有していく。 【教室の流れ】①自由遊び ②親子体操・お名前呼び・親子遊び ③体を動かす遊び ④当日の課題 ⑤紙芝居やペープサート、パネルシアター ⑥体操・唄りの歌 教室終了後は、カンファレンスを開催し、教室内での児や保護者の言動の共有、今後の方針についてスタッフ間でも共有する。
水準	対象者	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められ、集団指導が必要と判断された2歳6か月以下の児及びその保護者	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められた1歳6か月から3未満の児及びその保護者
	自己負担	なし	なし
	従事者	保健師4～5人（常勤2～3人、非常勤2～3人） 保育士2人 心理判定員1人	保健師3人 保育士2人 臨床心理士1人
	実施回数 （平成27・28年度）	月2回（3月のみ月1回）	月1回
	参加者数 （平成27年度）	266人	207人
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の水準に合わせて、両市の既存施設で実施する。 参加者は居住地により割り振る。	
調整内容決定の考え方		対象者の月齢については、1歳6か月児健康診査の次の健診である3歳児健康診査の対象月齢を考慮し、小田原市の対象者に準ずる。 保護者の利便性を考慮して両市で実施する。	
水準	対象者	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められ、集団指導が必要と判断された2歳6か月以下の児及びその保護者	
	自己負担	なし	
	従事者	（小田原市）保健師4～5人（常勤2～3人、非常勤2～3人）、 保育士2人、心理判定員1人 （南足柄市）保健師3人、保育士2人、臨床心理士1人	
	実施回数 （平成27・28年度）	（小田原市）月2回 （南足柄市）月1回	
	参加者数 （平成27年度）	473人	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74185		3歳児健診フォロー教室	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められ、集団指導が必要と判断された2歳7か月以上から就学前の児及びその保護者に対して、集団指導を実施する。	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められた3歳以上から就園前の児に対して、月1回、集団指導を実施する。
実施方法等		小田原市保健センターにて実施。 利用開始前に受け入れ面接を行い、保護者と問題点や教室終了後の姿について共有する。 月齢や季節にあわせた課題を設定し、児の課題に取り組む姿勢や保護者の対応の仕方などを観察し、必要時アドバイスしたりモデルを示したりする。また、今後の方針について検討し保護者と共有していく。 【教室の流れ】①自由遊び ②親子体操・お名前呼び・親子遊び ③体を動かす遊び ④当日の課題 ⑤紙芝居やペープサート、パネルシアター ⑥体操・帰りの歌 教室終了後は、カンファレンスを開催し、教室内での児や保護者の言動の共有、今後の方針についてスタッフ間でも共有する。 卒業の目安は、利用開始から6か月。	保健医療福祉センターにて月1回実施。(げんき教室) 開催前に登録者の確認をし、観察表を作成する。月ごとに季節にあわせた課題を設定し、取り組む姿勢や、保護者の対応の仕方などを観察し、必要時その場でアドバイスしたりモデルを示したりしていく。また、今後の方針を検討し保護者と共有していく。 【教室の流れ】①自由遊び ②親子体操・お名前呼び・親子遊び ③体を動かす遊び ④当日の課題 ⑤紙芝居やペープサート、パネルシアター ⑥体操・帰りの歌 教室終了後は、カンファレンスを開催し、教室内での児や保護者の言動の共有、今後の方針についてスタッフ間でも共有する。
水準	対象者	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められ、集団指導が必要と判断された2歳7か月以上から就学前の児及びその保護者	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められた3歳以上から就園前の児及びその保護者
	自己負担	なし	なし
	従事者	保健師4～5人(常勤2～3人、非常勤2～3人)、保育士2人、心理判定員1人	保健師3人、保育士2人、臨床心理士1人
	実施回数 (平成27・28年度)	月2回	月1回
	参加者数 (平成27年度)	237人	258人
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市の水準に合わせて、両市の既存施設で実施する。 参加者は居住地により割り振る。	
調整内容決定の考え方		対象者の月齢については、3歳児健康診査の対象月齢と就園月齢を考慮し、小田原市の対象者に準ずる。 保護者の利便性を考慮して両市で実施する。	
水準	対象者	幼児健診・相談等において、発達や子育て等に問題が認められ、集団指導が必要と判断された2歳7か月以上から就学前の児及びその保護者	
	自己負担	なし	
	従事者	(小田原市) 保健師4～5人(常勤2～3人、非常勤2～3人)、保育士2人、心理判定員1人 (南足柄市) 保健師3人、保育士2人、臨床心理士1人	
	実施回数 (平成27・28年度)	(小田原市) 月2回 (南足柄市) 月1回	
	参加者数 (平成27年度)	495人	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74190	母子訪問指導事業／妊産婦・新生児訪問事業

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	妊産婦・新生児・乳幼児の世帯を訪問し保健指導を行うことで、妊娠・出産及び子育てを支援し、訪問対象世帯の健康の保持増進を図る。	妊産婦・新生児・乳幼児のいる世帯を訪問し保健指導を行うことで、妊娠・出産及び子育てを支援し、訪問対象世帯の健康の保持増進を図る。	
実施方法等	妊娠届出書、妊婦健康診査、出生連絡票、人口動態で把握された者及び関係機関から依頼のあった者について訪問指導を行う（すべての対象についてエシバラを使用、点数が高いものについては常勤地区担当保健師が訪問し、再度エシバラを使用し判断する）。 継続ケースについては、地区担当保健師が継続支援を行う。 紙ベース（訪問記録及び乳幼児健康カード）及び電算管理	出生連絡票を提出された方に対し、訪問専任助産師または非常勤助産師、保健師が連絡を取り希望された方に対し訪問指導を行う。基本的には全出生が対象となり、訪問を拒否される場合や連絡がつかない場合には子ども課に依頼し、子育てアドバイザーによる訪問を行っている。 継続支援が必要なケースに関しては業務担当保健師または助産師にて継続支援を行う。 紙カルテ（乳幼児健康相談カード）及び電算管理	
水準	対象者	【妊婦】妊娠届出のハイリスク者で訪問指導を要する者及び妊婦健康診査の要訪問指導とされた者 【産婦・乳幼児】出生連絡票の第1子全数及び第2子以降で保健師・助産師が対応すべき相談のある者、妊娠中やそれ以前から継続支援している者 【その他】各種保健事業から把握された就学前の母子で訪問指導が必要な者、関係機関からの依頼・連絡で把握された就学前の母子で訪問指導が必要な者	①妊婦に関してはハイリスク妊婦や特定妊婦のみ訪問実施 ②産婦及び新生児に関しては出生連絡票を提出したすべての市民に対し助産師または保健師が訪問を行う。
	訪問者	保健師、助産師	保健師、助産師
	訪問件数 （平成27年度）	2,775件（妊婦30件、産婦1,185件、新生児及び乳児1,017件、その他543件）	321件（妊婦12件、産婦33件、新生児及び乳幼児276件）

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する	
調整内容決定の考え方	対象者を小田原市の水準に合わせる	
水準	対象者	【妊婦】妊娠届出のハイリスク者で訪問指導を要する者及び妊婦健康診査の要訪問指導とされた者 【産婦・乳幼児】出生連絡票の第1子全数及び第2子以降で保健師・助産師が対応すべき相談のある者、妊娠中やそれ以前から継続支援している者 【その他】各種保健事業から把握された就学前の母子で訪問指導が必要な者、関係機関からの依頼・連絡で把握された就学前の母子で訪問指導が必要な者
	訪問者	保健師、助産師
	訪問件数 （平成27年度）	3,096件
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74194		不育症治療費助成事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦に対し、不育症治療費の一部を助成することにより、当該夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の充実を図る。	不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦に対し、不育症治療費の一部を助成することにより、当該夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の充実を図る。
実施方法等		夫婦が受けた保険診療対象外の不育症治療費用及びその治療に係る検査費用の2分の1の額を、30万円を上限に助成する。	夫婦が受けた保険診療対象外の不育症治療費用及びその治療にかかる検査費用の2分の1の額を、30万円を上限に助成する。
水準	対象者	①法律上の婚姻関係にある夫婦 ②医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められ実際に治療した夫婦 ③夫婦ともに治療終了日及び申請日とも本市に住民登録があること ④国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入していること ⑤夫婦の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年度の所得）の合計が730万円未満であること ⑥夫及び妻に市税等の滞納がないこと夫婦ともに医療保険各法の被保険者等であること ただし、夫婦の一方又は双方が住民基本台帳法の規定による本市の住民基本台帳に登録されていない期間に係る不育症治療等の費用は除く	①法律上の婚姻関係にある夫婦 ②医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められ実際に治療した夫婦 ③夫婦ともに治療終了日及び申請日とも本市に住民登録があること ④国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入していること ⑤夫婦の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年度の所得）の合計が730万円未満であること ⑥夫及び妻に市税等の滞納がないこと夫婦ともに医療保険各法の被保険者等であること ただし、夫婦の一方又は双方が住民基本台帳法の規定による本市の住民基本台帳に登録されていない期間に係る不育症治療等の費用は除く
	対象となる検査治療	厚生労働省不育症研究機関に属する医療機関、またはこれと同等の能力を有する医療機関において夫婦が受けた保険診療対象外の不育症治療及びその治療に係る検査	厚生労働省不育症研究機関に属する医療機関、またはこれと同等の能力を有する医療機関において夫婦が受けた保険診療対象外の不育症治療及びその治療に係る検査
	助成金額	1治療期間（診断を受け治療を開始後、1回の妊娠成立から妊娠終了までの期間）につき、助成対象費用の2分の1の額（1,000円未満は切り捨て）を、30万円を上限に助成する。	1治療期間（1治療期間とは不育症治療や不育症に関する検査を開始した日からその妊娠に関する出産（流産・死産を含む）までの期間を言う）につき、助成対象費用の2分の1の額を、30万円を上限に助成する。
	助成期間	初回申請日の年度を1年度目とし、1対象者に対し通算5年度まで	初回申請日の年度を1年度目とし、1対象者に対し通算5年度まで
	申請期限	治療が終了した（出産あるいは流産、死産の判定日）翌日を含む月の末日から6か月の月の末日まで。不育症の治療途中の申請は不可	治療が終了した日から1年以内。不育症の治療期間中の申請は不可
調整方針（案）			
調整（案）内容		南足柄市の事務処理方法を適用する	
調整内容決定の考え方		申請期限の長い南足柄市の水準とすることで、小田原市民のサービス向上となる。	
水準	対象者	①法律上の婚姻関係にある夫婦 ②医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められ実際に治療した夫婦 ③夫婦ともに治療終了日及び申請日とも本市に住民登録があること ④国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入していること ⑤夫婦の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年度の所得）の合計が730万円未満であること ⑥夫及び妻に市税等の滞納がないこと夫婦ともに医療保険各法の被保険者等であること ただし、夫婦の一方又は双方が住民基本台帳法の規定による本市の住民基本台帳に登録されていない期間に係る不育症治療等の費用は除く	
	対象となる検査治療	厚生労働省不育症研究機関に属する医療機関、またはこれと同等の能力を有する医療機関において夫婦が受けた保険診療対象外の不育症治療及びその治療に係る検査	
	助成金額	1治療期間（1治療期間とは不育症治療や不育症に関する検査を開始した日からその妊娠に関する出産（流産・死産を含む）までの期間を言う）につき、助成対象費用の2分の1の額を、30万円を上限に助成する。	
	助成期間	初回申請日の年度を1年度目とし、1対象者に対し通算5年度まで	
	申請期限	治療が終了した日から1年以内。不育症の治療期間中の申請は不可	
調整方針の区分		③南足柄市の例により統合 ②合併時	

事務事業番号		事務事業名	
74205		離乳食講習会事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		該当なし	乳児と保護者の健康の維持とともに、安心してゆとりのある子育てをしていけるよう、離乳食についての講座を実施
実施方法等			保健医療福祉センターにて年6回実施。離乳食の進め方の講話、取り分け離乳食のデモンストレーション、試食を行う(母子共に試食可) 出席した乳児については民生委員に依頼し保健医療福祉センター内別室にて託児を行う。その際に可能な場合には居住地付近の民生委員が預かるようにし、困ったときに相談に乗る存在として顔合わせを行う。 出席者は、紙カルテ(乳幼児健康相談カード)及び母子健康手帳に記載。
水準	対象者		市民で乳児を持つ保護者
	実施場所		保健医療福祉センター
	実施回数		年6回
	協力者		食生活改善推進団体(調理補助)、民生委員・児童委員(託児)
	自己負担		有 200円(講師料50円、食材費150円)
調整方針(案)			
調整(案)内容		廃止	
調整内容決定の考え方		No074183小田原市の子育て応援講座事業にに合わせて実施するため	
水準	対象者		
	実施場所		
	実施回数		
	協力者		
	自己負担		
調整方針の区分		㊦廃止	a:合併時

事務事業番号		事務事業名	
75193		保険料(税)の納付に関する事務	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料について、特別徴収、普通徴収(納付書払い、口座振替、郵便振替)を行っている。更に、国民健康保険料についてはコンビニでの収納も行っている。	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料について、特別徴収、普通徴収(納付書払い、口座振替、郵便振替)を行っている。また、すべての保険料(税)についてコンビニ収納も行っている。
実施方法等		<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付管理については、それぞれ異なるシステムを用いて実施している。 各納付方法について、口座振替は1件あたり10円、郵便振替は1件あたり30円の手数料がかかる。コンビニ収納は、1件あたり57円に加えて1ヵ月1,000円の基本料金を手数料として委託先に支払っている。(※郵便局以外の手数料支払いについては、別途消費税が加算される。) 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付管理については、同一のシステムを用いて実施している。 各納付方法について、口座振替は1件あたり10円、郵便振替は1件あたり30円の手数料がかかる。コンビニ収納は、1件あたり57円に加えて1ヵ月9,000円の基本料金を手数料として委託先に支払っている。(※郵便局以外の手数料支払いについては、別途消費税が加算される。)
水準	普通徴収における口座振替件数(平成27年度)	国保: 146,096期 介護: 15,111期 後期: 28,432期	国保: 27,901期 介護: 1,735期 後期: 15,395期
	普通徴収における口座振替率(平成27年度3月末時点)	国保: 50.92% (普通徴収 28,339世帯 口座 14,431世帯) 介護: 22.17% (普通徴収 7,775人 口座 1,724人) 後期: 55.34% (普通徴収 5,959人 口座 3,298人)	国保: 42.6% 介護: 14.7% 後期: 28.9%
	郵便振替件数(平成27年度)	国保: 6,050件 介護: 431件 後期: 312件	国保: 2,106件 介護: 209件 後期: 1,440件
	コンビニ収納件数(平成27年度)	国保: 58,465件 介護: 0件 後期: 0件	国保: 13,748件 介護: 3,614件 後期: 1,500件
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市の事務処理方式を適用する。合併後の基幹システムの整備においてコストが低く抑えられるとともに、システム運用上の変更が最小に抑えられる。介護保険料は約9割、後期高齢者医療保険料は約7割が特別徴収対象者であり、費用対効果が低いためコンビニ収納は実施しない。	
調整内容決定の考え方		コスト削減が見込まれる。	
水準	普通徴収における口座振替件数	国保: 173,997期 介護: 16,846期 後期高齢: 43,827期	
	普通徴収における口座振替率	国保: 49.38% 介護: 20.61% 後期高齢: 48.04%	
	郵便振替件数	国保: 8,156件 介護: 640件 後期高齢: 1,752件	
	コンビニ収納件数	国保: 72,213件	
調整方針の区分		㊸小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
075194		後期高齢者医療保険料の賦課に関する事務	
事務事業の現況			
市名		小田原市	兩足柄市
事務事業概要		後期高齢者医療保険料の賦課に関する事務を行う。	後期高齢者医療保険料の賦課に関する事務を行う。
実施方法等		<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料の納入通知書を納付義務者に送付する。 ・資格異動や申告などに基づき、変更となった後期高齢者医療保険料について会計に反映させるため伝票処理を行う。 ・国保連合会との特別徴収に関する情報交換や納付方法変更申出書（本庁・支所受付）の入力など、後期高齢者医療保険料の特別徴収を行うために必要な事務処理を行う。 ・市民等からの求めにより、後期高齢者医療保険料の試算を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料の納入通知書を納付義務者に送付する。 ・資格異動や申告などに基づき、変更となった後期高齢者医療保険料について会計に反映させるため伝票処理を行う。 ・国保連合会との特別徴収に関する情報交換や納付方法変更申出書（本庁受付のみ）の入力など、後期高齢者医療保険料の特別徴収を行うために必要な事務処理を行う。 ・市民等からの求めにより、後期高齢者医療保険料の試算を行う。
水準	対象	・納入通知書発送・・・本算定（確定賦課）：後期高齢者医療保険料納付義務者、例月（決定・変更）：年齢到達等により新たに後期高齢者医療保険に加入した者や保険料や納付方法に変更があった者、特別徴収開始通知書：4月より新たに特別徴収が開始される者	・納入通知書発送・・・本算定（確定賦課）：後期高齢者医療保険料納付義務者、例月（決定・変更）：年齢到達等により新たに後期高齢者医療保険に加入した者や保険料や納付方法に変更があった者
	処理件数	・納入通知書発送・・・本算定：約25,500通、例月：約400通、特別徴収開始：約900通	・納入通知書発送・・・本算定：約6,000通、例月：約100通
	時期	<ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書発送・・・本算定：毎年7月中旬、例月：毎月中旬、特別徴収開始：4月初め ・伝票処理・・・毎月中旬 ・国保連合会との特別徴収に関する情報交換・・・毎月10日及び毎月末 ・納付方法変更申出書の入力・・・随時 	<ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書発送・・・本算定：毎年7月中旬、例月：毎月中旬 ・伝票処理・・・毎月中旬 ・国保連合会との特別徴収に関する情報交換・・・毎月10日及び毎月末 ・納付方法変更申出書の入力・・・随時
	回数	<ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書発送・・・本算定：年1回、例月：月1回、特別徴収開始：年1回 ・伝票処理・・・毎月1回 ・国保連合会との特別徴収に関する情報交換・・・月2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書発送・・・本算定：年1回、例月：月1回 ・伝票処理・・・毎月1回 ・国保連合会との特別徴収に関する情報交換・・・月2回
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の事務処理方式を適用する。 介護保険法第135条第3項の準用により、4月より新たに特別徴収が開始される者には仮徴収を行わなければならないので、特別徴収開始通知書の送付が必要となる。	
調整内容決定の考え方		市民サービス向上のため。	
水準	対象	・納入通知書発送・・・本算定（確定賦課）：後期高齢者医療保険料納付義務者、例月（決定・変更）：年齢到達等により新たに後期高齢者医療保険に加入した者や保険料や納付方法に変更があった者、特別徴収開始通知書：4月より新たに特別徴収が開始される者	
	処理件数	・納入通知書発送・・・本算定：約31,500通、例月：約500通、特別徴収開始：約1,100通	
	時期	<ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書発送・・・本算定：毎年7月中旬、例月：毎月中旬、特別徴収開始通知：4月初め ・伝票処理・・・毎月中旬 ・国保連合会との特別徴収に関する情報交換・・・毎月10日及び毎月末 ・納付方法変更申出書の入力・・・随時 	
	回数	<ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書発送・・・本算定：年1回、例月：月1回、特別徴収開始通知：年1回 ・伝票処理・・・毎月1回 ・国保連合会との特別徴収に関する情報交換・・・月2回 	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
075208	後期高齢者医療保険短期被保険者証に関する事務

		事務事業の現況	
市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		短期被保険者証対象者（原則6期以上の滞納者）の抽出、納付相談の案内・呼出通知の発送、短期被保険者証の交付・郵送、有効期限切れの短期被保険者証の回収及び標準システムへの回収入力を行う。	短期被保険者証対象者（原則3期以上の滞納者）の抽出、納付相談の案内・呼出通知の発送、短期被保険者証の交付・郵送、有効期限切れの短期被保険者証の回収及び標準システムへの回収入力を行う。
実施方法等		年に2回、広域連合から還元されたデータから短期被保険者証対象者（原則6期以上の滞納者）を抽出し、納付相談の案内・呼出通知の発送、短期被保険者証の交付・郵送、有効期限切れの短期被保険者証の回収及び標準システムへの回収入力を行う。	年に2回、広域連合から還元されたデータから短期被保険者証対象者（原則3期以上の滞納者）を抽出し、納付相談の案内・呼出通知の発送、短期被保険者証の交付・郵送、有効期限切れの短期被保険者証の回収及び標準システムへの回収入力を行う。
水準	受付時期	年に2回（5月～7月、11月～翌年1月）	年に2回（5月～7月、11月～翌年1月）
	対象条件	滞納期数が6期以上ある被保険者。 但し、既に短期被保険者証の対象になっている被保険者は滞納が全て解消されるまでは短期被保険者証の対象とする。	滞納期数が3期以上ある被保険者。
	対象者数	短期被保険者証対象者 154名（平成28年8月15日現在）	短期被保険者証対象者 33名（平成28年8月15日現在）
	処理方法	広域連合から還元されたデータから短期被保険者証対象者を抽出し、納付がない被保険者へ納付相談の案内・呼出通知の発送を行う（5月、11月頃）。 納付がある被保険者へは短期被保険者証の交付・郵送を行う（7月、翌年1月頃）。 随時、有効期限切れの短期被保険者証の回収及び標準システムへの回収入力を行う。	広域連合から還元されたデータから短期被保険者証対象者を抽出し、納付がない被保険者へ納付相談の案内・呼出通知の発送を行う（5月、11月頃）。 納付がある被保険者へは短期被保険者証の交付・郵送を行う（7月、翌年1月頃）。 随時、有効期限切れの短期被保険者証の回収及び標準システムへの回収入力を行う。

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用するが、滞納期数が3期以上の被保険者を短期証対象者とする。	
調整内容決定の考え方	短期証対象者となる滞納数を3期以上かつ、滞納分を完納するまで短期証扱いとすることで、保険料収納率の向上を図る。	
水準	受付時期	年に2回（5月～7月、11月～翌年1月）
	対象条件	滞納期数が3期以上ある被保険者。 但し、既に短期被保険者証の対象になっている被保険者は滞納が全て解消されるまでは短期被保険者証の対象とする。
	対象者数	短期被保険者証対象者 約210名
	処理方法	広域連合から還元されたデータから短期被保険者証対象者を抽出し、納付がない被保険者へ納付相談の案内・呼出通知の発送を行う（5月、11月頃）。 納付がある被保険者へは短期被保険者証の交付・郵送を行う（7月、翌年1月頃）。 随時、有効期限切れの短期被保険者証の回収及び標準システムへの回収入力を行う。
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業調書
(子ども青少年部会)

事務事業番号		事務事業名	
081106		ファミリー・サポート・センター管理運営事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		子育てと仕事を両立するため、小学校卒業までの児童の預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と当該援助を行うことを希望する支援会員の登録や相互援助活動に関する連絡、調整を行う。 (産前産後家事支援を含む)	小さな子どもを持つ人が安心して子育てができるよう地域の人たちがお互いに助け合っていくことを目指し、育児の援助を受けたい依頼会員と育児の援助を行いたい援助会員が会員組織を構成し会員相互による育児援助活動を行う。
実施方法等		入会申し込みは、ファミリー・サポート・センター事務局（運営は、プロボナールで選定した小田原市社会福祉協議会に委託（平成27年度まで））が受け付けている。 事務局は、依頼会員と支援会員の調整を行い、事前打ち合わせを行う。 依頼会員と支援会員の合意の後、援助活動が開始される。 支援会員から援助活動の報告を受け、事務局は、活動件数を取りまとめ、定期的に市へ報告する。 その他、産前産後家事支援や、支援会員の入会前研修、会員の交流事業、子育て支援センターをはじめとする関係機関との連携、広報誌の発行などを行っている。	ファミリーサポートセンターの運営は（社）青い鳥に委託しているため、事務は（社）青い鳥で行っている。 会員の募集、登録や依頼会員への活動内容等の説明、援助会員研修、事前打ち合わせの調整等を事務局が行う。入会申込は、ファミリーサポートセンター事務局で受付。 事務局は、依頼会員と援助会員の調整や事前打ち合わせを行う。その後、援助活動が行われる。事務局は、援助会員から受けた活動報告を取りまとめて、活動件数等を月に1度、市へ報告する。 その他、支援会員の入会前研修、会員の交流事業、子育て支援センターをはじめとする関係機関との連携等を行っている。
水準	入会基準	(依頼会員) ・市内に在住、在勤、在学中で依頼会員と同居の3ヵ月から小6年までの児童を有する者。 ・本人または同居親族が出産予定日の4週間から出産後12週まで。 (支援会員) ・市内に在住・在勤・在学中で、援助活動に理解と熱意を有し、心身とも健康な者。 ・事前研修の受講が必要。(年2回開催) <平成27年度会員数:1,697人>	(依頼会員) ・市内に在住又は在勤で依頼会員と同居の小学校6年生までの児童を有する者。 (支援会員) ・市内及び近隣在住で、小さな子どもの育児や保育に理解と熱意を有し、心身とも健康な者。 ・センターで行う研修の受講が必要。 <平成27年度会員数:919人>
	援助活動の時間	午前6時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで
	利用料金	・月曜日から金曜日(7時～19時):350円(30分) ・土、日、祝日、年末年始の上記以外の時間:450円(30分) ※2人目は半額	・月曜日から金曜日(7時～19時):350円(30分) ・土、日、祝日、年末年始の上記以外の時間:450円(30分) ※2人目は半額
	活動件数	【平成27年度】 ・活動回数:4,125回	【平成27年度】 ・活動回数:1,582回
	運営主体及び事業者選定方法	・社会福祉法人小田原市社会福祉協議会(アドバイザー常時2名:<雇用>嘱託1名、臨時職員3名) ・小田原市地域子育て支援拠点事業等事業者選定委員会による審査により選定	・社会福祉法人 青い鳥(アドバイザー常時2名:<雇用>常勤1名、臨時職員1名) ・事業者選定方法に決まりはない。(随意契約)
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市の実施水準(産前産後家事支援を含む)により統合し、委託先を1ヵ所にする。	
調整内容決定の考え方		サービスの向上と財政負担の軽減を図る。	
水準	入会基準	(依頼会員) ・市内に在住、在勤、在学中で依頼会員と同居の3ヵ月から小6年までの児童を有する者。 ・本人または同居親族が出産予定日の4週間から出産後12週目までの期間内の者。 (支援会員) ・市内に在住・在勤・在学中で、援助活動に理解と熱意を有し、心身とも健康な者。 ・事前研修の受講が必要。(年2回開催)	
	援助活動の時間	午前6時から午後10時まで	
	利用料金	・月曜日から金曜日(7時～19時):350円(30分) ・土、日、祝日、年末年始の上記以外の時間:450円(30分) ※2人目は半額	
	活動件数	【平成27年度】 ・活動回数:5,687回	
	運営主体及び事業者選定方法	・社会福祉法人小田原市社会福祉協議会(アドバイザー常時3名) ・小田原市地域子育て支援拠点事業等事業者選定委員会による審査により選定	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 82105	事務事業名 地域の見守り拠点づくり事業 情報発信支援事業
-----------------	------------------------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		市域の子どもを地域の大人が見守り、子どもたちが安全に安心して過ごすことのできる場（拠点）の設置をするとともに、地域の子どものに係る情報を一元化し子どもの活動しやすい環境づくりを行う。	
実施方法等		地域において、子どもをキーとした活動を実施している団体や活動を考えている団体や個人の情報を収集し、定期的な活動実施へ向けた協議を行う。協議が整った地区との委託契約を締結し、子どもたちの異世代交流などを通じた安全で安心な見守り活動のサポートする。 地域の子どものに係る行事を実施している活動団体へ活動の情報を実施団体間において連携し、一元化した情報誌の作成を呼びかけ、情報誌を配布し子どもたちが活動しやすい環境づくりをサポートする。	
水準	小学校数	市内小学校数：25校	
	実施地区数	実施地区数：子どもの見守り拠点づくり事業実施地区数及び情報発信支援事業実施地区数	

調整方針（案）		
調整（案）内容	南足柄市は未実施のため小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	南足柄市は未実施のため小田原市の事業内容にて実施する。	
水準	小学校数	31校
	実施地区数	子どもの見守り拠点づくり事業実施地区数・・・8地区 情報発信支援事業実施地区数・・・・・・・8地区
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
082112	表彰事業

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		表彰要綱に基づき、青少年の健全な育成を図るため地域や家庭、学校等を通じて世のため人のために勇気をもって黙々と善行をした少年・青年及び優良青少年団体並びに青少年の育成に功労のあった者を表彰し、他の模範とする。	教育の充実振興に顕著な功績をおさめ、又は衆人の模範と認められる事績のあった者を表彰する。
実施方法等		例年7月下旬頃に市内の青少年団体をはじめとした各関係団体に依頼文を送付し、被表彰者の推薦依頼を行い、各団体からの推薦内容を取りまとめる。その上で、庁内での事前審査を経て、青少年問題協議会において被表彰者の審査を行う。被表彰者、関係団体の関係者、及び来賓等に開催通知を発送し、「青少年と育成者のつどい」の中で被表彰者への表彰を行っている。	関係各課に照会し表彰候補者を推薦してもらう。教育委員会定例会で審査し、決定する。その後表彰式を開催する。
水準	主催	青少年問題協議会	教育委員会
	開催期日	例年12月第1土曜日 → 平成28年12月3日(土)予定	例年6月第3土曜日
	選考	青少年問題協議会に依頼	教育委員会3月定例会
	表彰内容	①孝養賞 ②善行少年 ③善行青年 ④優良青少年団体 ⑤青少年育成推進者 ⑥青少年育成功労者	①教育行政に功績のあった者 ②社会教育に功績のあったもの ③学校教育に功績のあったもの ④顕著な善行、徳行を行い衆人の模範と認められる者 ⑤文化、保健、体育活動において特にすぐれた成績をあげた者 ⑥その他表彰に値すると認められる者

		調整方針(案)
調整(案)内容		小田原市の事務処理方式を適用する。
調整内容決定の考え方		南足柄市の教育委員会表彰制度を廃止する。
水準	主催	青少年問題協議会
	開催期日	例年12月第1土曜日
	選考	青少年問題協議会に依頼
	表彰内容	①孝養賞 ②善行少年 ③善行青年 ④優良青少年団体 ⑤青少年育成推進者 ⑥青少年育成功労者
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号 082114	事務事業名 青少年と育成者のつどい開催事業 中学生の主張発表事業
------------------	--

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・青少年と育成者に対する市民の理解を深めるため、中学生の主張発表の場及び善行少年等の表彰式を行う場として青少年と育成者のつどいを開催する。 ・市内の各中学生の今現在感じていること、あるいは未来への思いなどの主張を同世代や大人へ向け発表する機会を設ける。 	
実施方法等		青少年と育成者のつどい開催にあたり計9回にわたり実行委員会を開催し、準備にあたっている。6月中旬に中学生の主張発表にあたり市内中学校12校あてに作文の提出依頼を行い、9月中旬から提出された作文の校正作業を行い、主張発表（作文）の内容を冊子として製本する。主張発表を行う中学生と保護者、及び中学校長、さらに善行青年等の推薦団体等へ案内文を送付する。当日引率をする教諭との打ち合わせ、青少年と育成者のつどいの従事者への説明会、前日準備、リハーサルを経て当日を迎える。	
水準	主催・主管	主催：小田原市青少年問題協議会・小田原市 主管：小田原市青少年育成推進員協議会	
	開催期日	平成27年12月5日（土）	
	開催内容	①中学生の主張発表 ②善行青少年等表彰	

		調整方針（案）	
調整（案）内容		南足柄市未実施のため小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方		南足柄市にはない事業であるが、本事業は新市においても必要な事業であるため継続する。	
水準	主催・主管	主催：小田原市青少年問題協議会・小田原市 主管：小田原市青少年育成推進員協議会	
	開催期日	12月第1土曜日	
	開催内容	①中学生の主張発表 ②善行青少年等表彰	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
82119	指導者養成研修・派遣事業

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		地域で活躍できる青少年指導者を養成するための実践的な研修を実施し、指導者の発掘及び資質向上を図り、地域や学校、青少年団体などの活動へ養成された指導者を派遣し、実践経験を積みながら青少年健全育成の担い手の養成をする。	
実施方法等		野外活動や児童福祉などの専門家による研修「おだわら自然楽校」を企画し、受講者をチラシやホームページ等で募集する。受講し養成された指導者により、地域・世代を超えた体験学習の企画・運営をはじめ、小学校で実施する宿泊体験学習への派遣により実践を積みながら、地域で活躍できる指導者の養成をしている。	
水準	研修実施回数	基礎研修(4回) 特別研修(3回)	
	受講者数	延べ受講者数(99名)	
	派遣箇所数	指導者派遣箇所数(13箇所)	
	派遣人数	指導者派遣延べ人数(83名)	

調整方針(案)		
調整(案)内容	南足柄市未実施のため小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方	南足柄市にはない事業であるが、本事業は新市においても必要な事業であるため継続する。	
水準	研修実施回数	基礎研修(4回) 特別研修(3回)
	受講者数	各回定員を30~40人とする。
	派遣箇所数	新市内の小学校宿泊体験学習会場及び地域イベント会場
	派遣人数	宿泊体験学習や地域イベントの参加者に対し適切な人数
調整方針の区分	㊸小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
82123	地域少年リーダー養成講座開催事業

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		地域で活躍するジュニアリーダーやシニアリーダー、あるいは青少年育成推進員と参加する子どもたちが、学校や世代を超えた交流を図りながら、自主性や自立心、協調性や積極性などが育まれるようなプログラムを経験する共同生活を行い、地域でリーダーとして活躍する人材育成を図る。	
実施方法等		青少年育成推進員協議会による実行委員会にて宿泊体験学習事業の企画を立案する。その企画に添って、小学校5、6年生を対象に参加者を6月に募集し、募集定員を超えた場合は抽選により参加者を確定させる。参加者は学区や学年が異なるので、参加者と指導者は班を編成し実施期間中は班単位で協力しながら、様々なプログラムを経験する年4回の体験活動を行っている。また、参加者がジュニア・リーダーズ・クラブへとつながるよう啓発を行っている。	
水準	研修日程	①第1回) 7月19日(日)、②第2回) 8月22日(土)～24日(月) ③第3回) 10月18日(日)、④第4回) 2月28日(日)	
	参加人数	①29名、②37名、③23名、④23名	
	指導者数	①46名(推進員24名・シニア7名・ジュニア15名) ②58名(推進員36名・シニア6名・ジュニア16名) ③40名(推進員24名・シニア4名・ジュニア12名) ④44名(推進員25名・シニア6名・ジュニア13名)	

調整方針(案)		
調整(案)内容	南足柄未実施のため 小田原市の実施方法にて行う。	
調整内容決定の考え方	学校や世代を超えた交流を図り、地域リーダーを養成していく本事業は、新市においても重要な体験学習事業と位置づけられるため継続実施していく。	
水準	研修日程	①第1回) 7月19日(日)、②第2回) 8月22日(土)～24日(月) ③第3回) 10月18日(日)、④第4回) 2月28日(日)
	参加人数	各回40名
	指導者数	各回60名程度
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業調書
（経済部会）

事務事業番号		事務事業名	
91156		ブランド推進事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		城下町・小田原ブランド推進会議を通じ、小田原ブランドの確立を進め、付加価値のある需要の拡大を行う。	南足柄ブランド推進協会を通じ、南足柄ブランドの確立を進め、付加価値のある需要の拡大を行う。
実施方法等		地場産業の情報発信の場づくりに努め、小田原ブランドとして伝統と文化を広く伝える。また、新たな地場産品の創造を図るため異業種間の交流を推進するとともに、観光と交流を軸とした需要の拡大を目指して、全国を視野に入れたイベントの開催を支援する。	南足柄市ブランド認定制度により南足柄ブランド品の認定を行う。認定事業者の協力をいただき、イベントなど集客力のある場での販売、PRによりブランド推進を行う。
水準	支援イベント数	2回	未定
	参加業界数	13社	
	ブランドフォーラム実施回数	1回	
	ブランドフォーラム参加者数	100人	
調整方針（案）			
調整（案）内容		新市全体としてのブランド認定の制度自体は導入せず、イベント開催のみ行う。	
調整内容決定の考え方		市としてのブランド認定業務は行わない。	
水準	支援イベントの実施	年1～2回	
	参加業界数	10社以上	
	ブランドフォーラム実施回数	年1～2回	
	ブランドフォーラム参加者数	100人程度	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
91164		勤労者生活資金貸付事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		市が指定する金融機関に融資資金を無利子で預託し、勤労者に対して一般融資より低い金利で生活資金の融資を行う。	市が指定する金融機関に融資資金を無利子で預託し、勤労者に対して一般融資より低い金利で生活資金の融資を行う。
実施方法等		年度当初に、指定金融機関に融資資金を預託し、年度末に払い戻しを受ける。融資の受付や審査等の業務は指定金融機関が行い、月末に執行状況を取りまとめて市に報告をする。運用状況や融資実績などについて、必要に応じて、地域労働団体や指定金融機関と、意見交換を行う。	年度当初に、指定金融機関に融資資金を預託し、年度末に払い戻しを受ける。融資の受付や審査等の業務は指定金融機関が行い、毎月末日現在の貸付状況を取りまとめ、翌月の10日までに市に報告をする。運用状況や融資実績などについて、必要に応じて指定金融機関と意見交換を行う。
水準	貸付対象者	市内に居住または市内の同一事業所に1年以上勤務する方。 市内に居住し、同一事業を3年以上行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態としている方。	1 市内に居住または市内の事業所に勤務している勤労者。 2 独立の生計を営み、その生計の主体者であること。 3 年齢が20歳以上であること。 4 この制度の保証人になっていないこと。
	資金使途	増改築費、太陽光発電設備費、教育費、職業能力開発費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、介護費、出産費、貸金遅欠配費	増改築費、自動車免許取得等、教育費、冠婚葬祭費、医療費、出産費、耐久消費財購入費、太陽光発電設備費
	限度額	200万円。教育費は500万円（平成28年10月1日改正）	1世帯150万円
	返済期間	7年以内。 教育費は10年以内で、返済期間かつ対象教育機関の在学期間の範囲内で4年以内の元本据置期間の設定が可能（平成28年10月1日改正）	5年以内
	協調倍率/預託額	3倍協調/150,000千円	3倍協調/15,000千円
調整方針（案）			
調整（案）内容		限度額や借入期間、資金使途がより広い小田原市の制度を踏襲する。	
調整内容決定の考え方		小田原市も南足柄市も同様の事業を実施していることから、小田原市の例により実施しても特段の支障はない。	
水準	貸付対象者	市内に居住または市内の同一事業所に1年以上勤務する方。 市内に居住し、同一事業を3年以上行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態としている方。	
	資金使途	増改築費、太陽光発電設備費、教育費、職業能力開発費、耐久消費財購入費、冠婚葬祭費、医療費、介護費、出産費、貸金遅欠配費	
	限度額	200万円。教育費は500万円	
	返済期間	7年以内。 教育費は10年以内で、返済期間かつ対象教育機関の在学期間の範囲内で4年以内の元本据置期間の設定が可能	
	協調倍率/預託額	3倍協調/150,000千円	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
91169	就職情報提供事業

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		①地域に密着した求人情報や就職相談会、講座等、就労に関連した情報をインターネットのホームページで提供する。(無料) ②ハローワークから届く求人情報について、情報提供する。	ハローワークから届く求人情報について、情報提供する。
実施方法等		①就職情報提供システムを開発した民間事業者業務委託し、在宅勤務やハローワークに求人票を提出するには至らない身近な就職情報を掲示するサイトを運営させている。企業はよりIDとPWを使って、自由に求人情報を掲出したり取り下げたりできる。求職者は、パソコンやスマートフォンで自由に求人情報を閲覧できるほか、マイページに登録することで、希望に近い求人情報を抽出したり、ハンドルネームを使って企業と簡易なコミュニケーションをすることができる。 ②月4回、ハローワークから求人情報がメールで届くので、紙ベースで本庁(商工観光課)窓口にあるラックに配架し、情報提供する。	月3回、ハローワークから求人情報がメールで届くので、紙ベースで本庁(商工観光課)窓口にあるラックに配架し、情報提供する。
水準	承認事業者数(7/31現在)	①436社	
	求人件数(7/31現在)	①38件	
	求人数(7/31現在)	①194件	
	ページビュー	①21,527件/月平均	
	平成28年度予算額	①886千円(委託料)、②0千円	0千円

調整方針(案)		
調整(案)内容	ホームページによる情報提供については、平成29年度に、お仕事ナビを閉鎖し、民間企業が運営する類似システム(成長企業ナビ)に小田原市のカテゴリーを作成することで対応することとなっているため、合併後は新たな市域に対応できるようシステム改修を行い、引き続き実施する。紙媒体による情報提供は引き続き実施する。	
調整内容決定の考え方	市民や企業の利便性を考え、小田原市の事業形跡を踏襲する。	
水準	システム名称	成長企業ナビ
	概要	新たに誕生する市のカテゴリーを作成する。
	予算額	659千円(システム開発費)
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
91170		就職面接会開催事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		地域雇用対策の一環として関係機関との連携により、求人企業と求職者が一堂に会する就職面接会を開催する。	
実施方法等		小田原公共職業安定所（HW）、小田原市、小田原箱根商工会議所が合同で、小田原アリーナサブアリーナを会場に地域企業の就職面接会を開催する。 企業開拓：HW・会議所 求人票受理：HW 広報：HW・小田原市・会議所 求人票・チラシ・ポスターの印刷：会議所 会場準備：市、設営：会議所 当日の運営：HW・市・会議所	
水準	名称	西湘地区大学等就職面接会・西湘地区就職面接会	
	運営	主催：小田原市、ハローワーク小田原、小田原箱根商工会議所 共催：神奈川県	
	求人企業	50社	
調整方針（案）			
調整（案）内容		新たに誕生する市とハローワーク小田原、ハローワーク松田が共催で、合同就職面接会を開催する。	
調整内容決定の考え方		南足柄市が類似事業を実施していないため、小田原市の例に従っても特段の支障はない。厚生労働省神奈川県との協定に基づく事業なので代替案は想定できない。	
水準	名称	〇〇市合同就職面接会	
	運営	ハローワーク小田原、ハローワーク松田、〇〇市、小田原箱根商工会議所、南足柄市商工会	
	求人企業	50社	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
093196		木育推進事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		地域産木材の利用拡大促進のため、小さな頃から木に触れる機会を創出するとともに、地域の森林を保全することの大切さを学ぶ「木育事業」を展開する。	
実施方法等		小学校において、森林学習を行った後、地域産木材を使用した木製品を実際に使用してもらった「わたしの木づかいパイロット事業」のほか、妊婦や乳児を持つ親に対し、木製おもちゃ製作ワークショップを行う。 また、木育をメインテーマにしたイベント「きまつり」の運営をする。	
水準	イベント開始	きまつり H25～	
	森林学習実施小学校数(H27)	7校(266名)	
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市の事務処理方式を適用する。	
調整内容決定の考え方		南足柄市で該当する事業がないため。	
水準	イベント	きまつり	
	森林学習実施	小学校	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
94130		農地有効利用希望者登録制度に係る事務	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		農地の出し手・受け手の募集・登録内容の変更・削除・・・年1回8月実施	
実施方法等		登録地の現地確認・写真撮影・システム整備入力 年1回更新登録するか否かの確認(8月実施) JAに新規募集の協力依頼(8月～9月) 新規登録分の公表開始(12月)	
水準	農地提供希望者	101人(平成28年8月2日時点 最新)	
	登録農地筆数	345筆(平成28年8月2日時点 最新)	
	農地借入・購入希望者	57人(平成28年8月2日時点 最新)	
調整方針(案)			
調整(案)内容		小田原市では、農地有効利用希望者登録制度を実施しており、農地の出し手・受け手の募集・登録内容の変更・削除を年1回、8月に実施している。南足柄市では、同様な制度を持たないことから、本制度を実施するかが調整内容となる。	
調整内容決定の考え方		小田原市の制度を、継続して実施する。	
水準	農地提供希望者	101人	
	登録農地筆数	345筆	
	農地借入・購入希望者	57人	
調整方針の区分		①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
94131	農業会議農政活動協力金に係る事務

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		農業会議農政活動協力金は、農業及び農民の公的機関である県農業会議の事業に賛同する農家等の募金であり、県内農業の振興等に係る財源とするもので、金額は1戸当たり300円で、集金は各農業委員会の裁量とされている。小田原市では、集金と納付をJAに依頼し、協力を得ている。	農業会議農政活動協力金に関する事務
実施方法等		農協依頼 各支店に必要書類を届ける 残書類の回収	市の一般財源で対応
水準	金額	683,000円(平成27年度実績)	神奈川県農業会議賛助会員費270,250円(250円×1081世帯) 足柄上農業委員会連合会負担金75,670円(70円×1081世帯)
	予算措置の有無	無し	有り

調整方針(案)		
調整(案)内容	農業会議農政活動協力金は、集金は各農業委員会の裁量とされている。小田原市と南足柄市の対応が異なるため、その方法が調整内容となる。	
調整内容決定の考え方	小田原市の方式を採用する。	
水準	金額	1,028,920円
	予算措置の有無	無
調整方針の区分	㊸小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業調書
(都市部会)

事務事業番号 102124	事務事業名 耐震診断アドバイザー、耐震化促進アドバイザー派遣事業
------------------	-------------------------------------

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	別紙のとおり	別紙のとおり	
実施方法等	会場周辺における昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準木造住宅の所有者に対し、耐震セミナー及び耐震相談会の開催通知を送付し、参加を募る。耐震化促進アドバイザーについては、建築物の管理組合等からの派遣申請を受け、派遣するアドバイザーについて調整した後、申請者に対し派遣決定通知書を送付する。派遣終了後は、その結果について報告書を提出してもらう。	年3回市役所の会議室において、(一財)神奈川県建築士事務所協会県西支部から相談員を派遣していただき、相談会を実施している。自治会回覧・ポスター・市ホームページなどで開催を周知し、市民からの申込みを募る。耐震相談会終了後は、その結果について報告書を提出してもらう。	
水準	名称	耐震診断アドバイザー、耐震化促進アドバイザー派遣事業	木造住宅無料耐震相談事業
	要件 (対象、減免等)	別紙のとおり	別紙のとおり
	金額	別紙のとおり	別紙のとおり
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	別紙のとおり	別紙のとおり
	平成28年度予算額 (千円)	360千円	150千円

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の実施方法を適用する	
調整内容決定の考え方	南足柄市は木造住宅のみを対象に事業を実施していることから、木造住宅をはじめ緊急輸送道路沿道建築物など対象の広い小田原市の実施方法を適用する	
水準	名称	耐震診断アドバイザー、耐震化促進アドバイザー派遣事業
	要件 (対象、減免等)	別紙のとおり
	金額	別紙のとおり
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	別紙のとおり
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号		事務事業名	
102159		狭あい道路整備等促進事業	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		敷地前面の建築基準法第42条第2項の道路であり、市が定める狭あい道路要綱に該当する路線沿線の道路後退において、市道路管理者と連携して後退用地の確保、処理、整備を行う。	
実施方法等		狭あい要綱に該当する案件について、事前に道路相談を受けて後退方針を定め、その方針に合致した内容の後退協議書を建築指導課で受け、道路管理者がこれに基づき協議して用地を処理、整備する。	
水準	受付時期	原則として建築に伴う確認申請時	
	受付基準	元道となる官地と敷地との境界が確定し、建築指導課で後退方針が整理され示されていること。	
	相談手数料	手数料なし	
	後退方針の判断基準	建築基準法第42条第2項の規定によるが、原則として官地の中心後退。	
	処理件数	約100件/年	
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の実施方法を適用する	
調整内容決定の考え方		道路後退の実効性を確保するため。	
水準	受付時期	原則として建築に伴う確認申請時	
	受付基準	元道となる官地と敷地との境界が確定し、建築指導課で後退方針が整理され示されていること。	
	相談手数料	手数料なし	
	後退方針の判断基準	建築基準法第42条第2項の規定によるが、原則として官地の中心後退を基本とする。	
	処理件数	約100件/年（南足柄市分含まず）	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業調整調査

事務事業番号 102124	事務事業名 耐震診断アドバイザー、耐震化促進アドバイザー派遣事業	担当部会名 都市 部会	担当分科会名 建築・開発 分科会	協議会協議（予定）回 第 回（平成 年 月）
		協議ランク □A：協議会 □B：幹事会 ■C：部会	合併協議項目番号	合併協議項目

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市					
事務事業概要	神奈川県建築士会小田原地方支部及び神奈川県建築士事務所協会県西支部の協力のもと、市内各地域において、和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の所有者を対象とした耐震セミナー及び耐震相談会（簡易耐震診断）を開催する。同様に、昭和56年5月31日以前に建てられた共同住宅、緊急輸送道路沿道建築物及び多数の者が利用する建築物の耐震化を検討している管理組合等に対し、耐震化促進アドバイザーを派遣し、耐震化に関する相談及び情報提供を行う。	市民の生命の安全と財産を守るため、木造住宅の無料耐震相談会を開催している。耐震相談は、（一社）神奈川県建築士事務所協会県西支部に委託して、現地での調査は行わず、建築士が「建築確認通知書や平面図」により耐震性の判定を実施する。					
水準	名称	耐震診断アドバイザー、耐震化促進アドバイザー派遣事業	木造住宅無料耐震相談事業				
	要件 (対象、減免等)	1 木造住宅：昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の一戸建て住宅、二世帯住宅及び兼用住宅（枠組壁工法及びプレハブ工法によらないものに限る。） 2 共同住宅：昭和56年5月31日以前に建築された木造以外の共同住宅（賃貸を除く。） 3 緊急輸送道路沿道建築物：小田原市防災計画及び小田原市耐震改修促進計画で指定する地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの 4 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第6条に規定する建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの	市民が所有し、その所有者または所有者の家族が居住する木造住宅に係る耐震診断や耐震改修で、次のすべての要件に該当するもの。 1 昭和56年5月31日以前に建築された専用住宅（2世帯住宅を含む）及び店舗・事務所兼用住宅であるもの（昭和56年6月1日以降に増築又は、改築したものは除く） 2 2階建て以下の在来軸組工法により施工された木造建築物（枠組壁工法・プレハブ工法は除く）				
	金額	耐震診断アドバイザー 耐震セミナー講師 20,000円/回 耐震セミナー講師補助 10,000円/回 耐震相談員 5,000円/回 耐震化促進アドバイザー 20,000円/回	年3回市役所の会議室で実施し1回あたり50,000円としている。				
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	財源内訳	財源率	金額	財源内訳	財源率	金額
		社会資本整備総合交付金	1/2	-	社会資本整備総合交付金	45%	-
	本市負担分	1/2	-	本市負担分	残額	-	

類似団体事例

市名	厚木市	平塚市	茅ヶ崎市	
水準	名称	マンション耐震アドバイザー派遣事業	耐震改修アドバイザー派遣事業	該当なし
	要件 (対象、減免等)	市内に存する、建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者の住居の用に供する部分を有するマンションで、次の各号のいずれにも該当するもの 1 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を得て建築工事に着手したマンション 2 住戸数の過半を区分所有者の住居の用に供するマンション 3 住居部分の床面積の合計が住宅部分及び非住宅部分の床面積の合計の過半であるマンション	市内に存するマンションで、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認を得て建築工事に着手したもの (2) 住戸数のおおむね過半を区分所有者の住居の用に供するもの 無料（同じ建物に対し、同年度内2回を限度）	
	金額	耐震アドバイザー 20,000円/回・人（謝礼）	耐震改修アドバイザー報償費 44,000円/回×5件	
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	社会資本整備総合交付金が1/2で、残額は本市負担。	国1/2 市残額	
	平成28年度予算額 (千円)	80千円	220千円	

事務事業番号		事務事業名	
102181		違反是正に関する事務	
事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		開発許可等に係る違反物件の調査、指導及び監督処分を行う。	開発許可等に係る違反物件の調査、指導及び監督処分を行う。
実施方法等		・小田原市違反開発行為等事務処理要綱に基づき、開発許可等に係る違反物件の調査、違反指導等を行う。	・神奈川県違反開発行為等正要綱及び神奈川県違反開発行為等正事務処理要領に基づき、開発許可等に係る違反物件の調査、違反指導等を行う。
水準	違反指導対応件数（H27年度）	58件	1件
調整方針（案）			
調整（案）内容		小田原市の実施方式を主として適用し、運用が異なる部分を調整する	
調整内容決定の考え方		件数が多い小田原市の現行制度を踏襲した方が合理的であるため	
水準	違反指導対応件数（H27年度）	59件	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 102190	事務事業名 木造住宅耐震化推奨訪問事業
------------------	------------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		耐震診断に精通する建築士で構成された市民団体から選任された建築士が、住宅の耐震化に関心があり、戸別訪問を希望する市民の自宅に伺い、簡易診断を行うとともに耐震改修工事の重要性や補助制度の説明を行い、耐震化を促す。	該当なし
実施方法等		別紙のとおり	
水準	名称	木造住宅耐震化推奨訪問事業	
	要件 (対象、減免等)	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	
	金額	別紙のとおり	
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	別紙のとおり	
	平成28年度予算額 (千円)	940千円	

		調整方針(案)	
調整(案)内容		小田原市の実施方法を適用する	
調整内容決定の考え方		小田原市でこれまで実施しているため	
水準	名称	木造住宅耐震化推奨訪問事業	
	要件 (対象、減免等)	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	
	金額	別紙のとおり	
	財源率及び金額 (国、県、単独等)	別紙のとおり	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業調整調書

事務事業番号 102190		事務事業名 木造住宅耐震化推奨訪問事業		担当部会名 都市 部会		担当分科会名 建築・開発 分科会		協議会協議（予定）回 第 回（平成 年 月）	
				協議ランク □A：協議会 □B：幹事会 ■C：部会		合併協議項目番号		合併協議項目	
事務事業の現況									
市 名		小田原市				南足柄市			
実施方法等		昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準木造住宅の所有者に対し、ダイレクトメールや広報紙のほか、耐震セミナー等の耐震啓発事業を通じて、当該訪問事業を周知し、希望者を募る。市は、希望者から建物の概要及び訪問希望日時等をヒアリングした後、市民団体へ建築士の派遣依頼をし、建築士及び訪問日時が決定したら、希望者に連絡する。訪問日当日は、市職員が建築士とともに希望者宅を訪問し、建築士を紹介した後、帰庁する。市職員が帰庁した後、建築士は簡易耐震診断、耐震相談を行う。戸別訪問が終了したら、建築士は診断結果等の報告書を2部市に提出し、市は1部を訪問希望者に送付する。市は、毎月の報告件数に応じた委託料を市民団体に支払う。							
水準	名称	木造住宅耐震化推奨訪問事業							
	金額	〔単価契約〕 ①事務に係る業務 1件当たり 1,700円（税抜） ②訪問相談に係る業務 1件当たり 11,500円（税抜） ③訪問時、間取り調査及び簡易図面作成に係る業務 1件当たり 2,800円（税抜）							
	財源率及び金額 （国、県、単独等）	財源内訳	財源率	金額					
		社会資本整備総合交付金	1/2	-					
	本市負担分	1/2	-						
類似団体事例									
市 名		厚木市				平塚市		茅ヶ崎市	
水準	名称	※厚木市ではこの事業に該当するものがないので、耐震化普及啓発事業の内、類似と考えられる公民館無料相談会について記載し、その他の普及啓発事業は「102127：耐震啓発事務」シートに記載します。 公民館の無料耐震診断相談会				該当なし		該当なし	
	要件 （対象、減免等）	事業内容：市内の16の公民館で、職員による木造住宅の耐震に関する全般的な相談を受け、その中で簡易耐震診断を行うとともに耐震改修補助金制度の説明をし、耐震化を促す。 対象：市民							
	金額	無料							
	財源率及び金額 （国、県、単独等）								
	平成28年度予算額 （千円）								

事務事業調書
（教育部会）

事務事業番号 141181	事務事業名 体力・運動能力向上推進事業
------------------	------------------------

		事務事業の現況	
市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		小学校の新体力テスト実施時に、指導主事や大学生等を派遣し、運動能力が最大限に発揮できるようアドバイスする。体育系大学と連携し、学校の体力向上の取組を支援する。著名なアスリートを市内の中学校に派遣し、実技指導等を行う。	市独自事業としては該当なし ※県事業（体カテストキャラバン隊）を活用。小学校の新体力テスト実施時に講師を招聘して小学校教員を対象とした研修を行う。
実施方法等		指導員（大学生）や講師（大学教授）、指導主事を派遣する小学校を指定し、大学等との日程の調整や訪問内容の調整を行う。 各校を訪問し体力テスト実施種目のポイント指導や計測の補助等を行う。 著名なアスリートを小中学校へ派遣し、経験に基づいた実技指導やデモンストレーション、講話を実施する。	小学校体育指導者研修会の実施（県保健体育課体カテストキャラバン隊を招聘） ・小学校5年生担当教員、各校1名が参加
水準	派遣回数	指導員：1校あたり4回 指導主事：1校あたり2回 アスリート：全部で10回	年1回
	派遣校数	指導員：5校 市教育指導課（指導主事）：2校 県保健体育課：1校	1校（南足柄小学校）
	予算	指導員：@5,000円×4回×5校=300,000円 講師（大学教授等）：@30,000円×8回=240,000円 アスリート：@30,000円×10回=300,000円	0円

		調整方針（案）	
調整（案）内容		小田原市の例により実施する。	
調整内容決定の考え方		可能な範囲で事業を継続する。	
水準	派遣回数	指導員：1校あたり4回 指導主事：1校あたり2回 アスリート：全部で10回	
	派遣校数	指導員：5校 市教育指導課（指導主事）：2校 県保健体育課：1校	
	予算	指導員：@5,000円×4回×5校=300,000円 講師（大学教授等）：@30,000円×8回=240,000円 アスリート：@30,000円×10回=300,000円	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 141194	事務事業名 学校防災アドバイザーの派遣事務
------------------	--------------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		幼稚園、小・中学校に学校防災アドバイザーを派遣する。(1/3県補助あり)	該当なし
実施方法等		希望する園、小中学校の中から実施対象校(5校)を決定し、実施が決定した園、小中学校とアドバイザー間の連絡調整を行う。アドバイザーには避難訓練や研修会等で、防災や安全についての指導・助言等をしていただく。国の「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」の委託を受けている。	
水準	対象校	5校	
	回数及び時間	各校1回、1回あたり2時間程度	
	講師	矢崎良明氏(学校安全教育研究所所長、鎌倉女子大講師)	
	講師謝礼	@30,000円	

調整方針(案)		
調整(案)内容	小田原市の例により実施するが、対象校が増えるため、事業規模を拡大する。	
調整内容決定の考え方	学校の防災管理、防災教育については、各校、地域の実態に応じて取り組んでいく必要があるため。	
水準	対象校	6校
	予算	@30,000円×6校
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 141195	事務事業名 防災教育用パンフレット作成事務
------------------	--------------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		防災教育用パンフレットを作成し、各校の対象学年に配布する。	該当なし
実施方法等		小田原市の防災教育用パンフレット「地震だ！そのときどうする!？」を対象学年に配付する。平成24年度に内容の見直しを図り改訂した。平成26年5月に効果的な活用のための指導資料を各校に配付した。	
水準	配付対象	小学校1年生、3年生、5年生、中学校1年生	

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の例により実施するが、対象児童生徒数が増加するため、事業を拡大する。	
調整内容決定の考え方	地域性を考慮しても防災教育の充実は今後も必要であることから、現在の配付状況を南足柄市にも拡大する。	
水準	配付対象	小学校1年生、3年生、5年生、中学校1年生
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
141223	おだわらっ子ドリームシアター開催事務

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		劇団四季・こころの劇場（寄付）によるミュージカルを市内小学校4年生全員が鑑賞する、おだわらっ子ドリームシアターの開催事業を実施する。児童の輸送業務と、舞台設営業務は委託により実施。	該当なし
実施方法等		劇団四季より次年度の時期等について連絡がきたら、小学校校長会長に相談し、実施の決定をする。各校へ連絡し、参加人数等の確認をする。児童の輸送業務と、舞台設営業務については委託とし、競争入札により委託業者を決定する。小田原市民会館大ホールにて実施するため、市民会館との連絡調整に係る事務及び次年度の予約等に関する事務を行う。当日の児童の昼食会場の手配。	
水準	対象	市立小学校4年生（約1800名）	
	開催回数及び時期	回数：年1回 1日2回公演 時期：劇団四季のこころの劇場の実施時期等により決定	

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の例により実施する。	
調整内容決定の考え方	可能な範囲で事業を実施する。	
水準	対象	市立小学校4年生（約2000名）
	開催回数及び時期	回数：年1回 1日2回公演 時期：劇団四季のこころの劇場の実施時期等により決定
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 141228	事務事業名 尊徳学習推進事務
------------------	-------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		市立小学校全25校に対して、尊徳学習推進費を配当し、各校における尊徳学習を支援する。また、学習の成果の展示会を開催する。	該当なし
実施方法等		小学校校長会の担当校長との連絡調整を行う。各校で実施計画書を作成し、校長会がとりまとめて、教育指導課に報告がある。その報告に基づき、尊徳記念館の担当者との連絡調整により、講師の派遣や尊徳記念館訪問日の調整をする。 尊徳学習の成果については1月下旬に市役所の市民ロビーに展示する。展示に係る会場の手配や各校への依頼を行う。市民ロビーで展示した作品は、次年度尊徳記念館で展示するので、それまで作品を保管する。(市民ロビーの展示のみで返却を希望する学校もあり) 尊徳学習研修会の企画と運営。講師は尊徳記念館職員へ依頼する。	
水準	対象	小学校25校(主に小学校4年生で実施)	
	尊徳学習展	期間:年1回。25校を2グループに分け、各2週間展示する。	
	予算	講師謝礼: @1,000円×14校 消耗品費: @4,000円×25校	

		調整方針(案)	
調整(案)内容		小田原市の例によるが、対象校数が増加することから事業規模を拡大して実施する。	
調整内容決定の考え方		郷土の偉人について学習することは、学習指導要領でも規定されていることから、市の事業として取り組むことは、児童の学習の機会を保障する意味で必要なことと考える。	
水準	対象	小学校31校(主に小学校4年生で実施)	
	尊徳学習展	期間:年1回。31校を3グループに分け、各3週間展示する。	
	予算	講師謝礼: @1,000円×18校 消耗品費: @4,000円×31校	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 141229	事務事業名 「小田原の自然」活用講座開催事務
------------------	---------------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		理科副読本「小田原の自然」を活用した自然観察会を実施する。	該当なし
実施方法等		年間8回の自然観察会の企画・運営。学校をとおして児童生徒に参加申込書の配付及び参加受付をする。	
水準	対象	市内小学校4年生から中学校3年生、及びその保護者。 市内小中学校教職員。	
	定員	50名。(募集定員に満たない場合は、小学校1～3年生の参加も受け付ける)	
	講師	8名程度(講師1人あたりの平均参加回数約5回) 「小田原の自然」の編集に携わっていただいた方、小中学校教職員、退職した教職員	

		調整方針(案)	
調整(案)内容		小田原市の例により実施する。開催場所等については、新市全体の自然環境を鑑みて決定する。	
調整内容決定の考え方		可能な範囲で事業の継続を図る。	
水準	対象	市内小学校4年生から中学校3年生、及びその保護者。 市内小中学校教職員。	
	定員	50名。(募集定員に満たない場合は、小学校1～3年生の参加も受け付ける)	
	講師	8名程度(講師1人あたりの平均参加回数約5回) 「小田原の自然」の編集に携わっていただいた方、小中学校教職員、退職した教職員	
調整方針の区分		②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 142101	事務事業名 就学时健康診断・精密検査等
------------------	------------------------

		事務事業の現況	
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・就学を予定している幼児の心身の状態を的確に把握し、義務教育諸学校への就学に当たって、保健上必要な勧告、助言を行い適正な就学を図る。 ・児童生徒の健康診断の結果、経過観察を行う上で、専門医及び学校医による判定会を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学を予定している幼児の心身の状態を的確に把握し、義務教育諸学校への就学に当たって、保健上必要な勧告、助言を行い適正な就学を図る。 ・児童生徒の健康診断の結果、経過観察を行う上で、専門医及び学校医による判定会を実施していない。
実施方法等		<ul style="list-style-type: none"> ・就学时健康診断を公共施設で14校学校で、11校で実施している。学校医による内科・耳鼻科・眼科検診と歯科検診を行う。 ・児童生徒の健康診断の結果、専門医及び学校医による判定会を行い経過観察を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学时健康診断を公共施設において実施している。学校医による内科検診・歯科検診、また、各小学校教職員による面談を行う ・児童生徒の健康診断の結果、専門医及び学校医による判定会を行っていない。
水準	就学时健康診断 時期	就学时健康診断：10月から12月まで	就学时健康診断：10月から12月
	事務処理	教育委員会主体のため計画・実施・該当校への結果の送付など 内科、耳鼻科、眼科、歯科学校医及び臨時職員の支払いを行っている。	教育委員会主体のため計画・実施・該当校への結果の送付など 内科、歯科学校医及び臨時職員の支払いを行っている。
	謝礼内容	医師1人に対して一律21,762円	医師1人に対しておおむね19,583円
	検診内容	検査項目について、法に定められている内科・耳鼻科・眼科・歯科の4科目実施している。	内科・歯科の2科目実施している。
	精密検査（判定会）	専門医による判定会を実施する	実施しない

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の水準に合わせ実施する。	
調整内容決定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・就学时健康診断を学校及び公共施設で行う。学校医による内科・耳鼻科・眼科検診と歯科検診を行う。 ・精密検査は同委託業者により実施し、更に、専門医による判定会を実施する。 	
水準	就学时健康診断 時期	就学时健康診断：10月1日から12月まで
	事務処理	教育委員会主体のため実施計画・実施・実施会場での結果の配布等
	検診内容	内科・耳鼻科・眼科・歯科の4科目検診を実施する
	精密検査（判定会）	専門医による判定会を実施する
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	